

第7次宇美町総合計画策定のための
現行計画達成状況報告書

令和4年2月

宇 美 町

目 次

I	概 要	1
1	目 的	2
2	評価の方法	4
II	現行計画達成状況	5
1	全体評価	6
(1)	全体の達成度	6
(2)	基本目標別の比較	7
2	基本目標ごとの評価	10
(1)	基本目標① 共働による活力あるまち	10
(2)	基本目標② 安全に暮らせるまち	12
(3)	基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち	14
(4)	基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち	17
(5)	基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち	20
(6)	基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち	22
(7)	基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち	24
(8)	基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち	26
III	「主要な取組」ごとの達成状況・達成度・課題等	29
1	基本目標① 共働による活力あるまち	30
2	基本目標② 安全に暮らせるまち	33
3	基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち	39
4	基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち	48
5	基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち	66
6	基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち	72
7	基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち	77
8	基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち	82
IV	現行計画成果指標点検表	89

I 概要

1 目的

本報告書は、現行の第6次宇美町総合計画後期実践計画（令和元年度～令和4年度）に掲げられた取組について、その達成状況及び今後に残された課題等を取りまとめたものであり、第7次宇美町総合計画（令和5年度～令和12年度）策定のための基礎資料として活用していくものです。

なお、第6次宇美町総合計画後期実践計画の体系は以下のとおりです。

第6次宇美町総合計画後期実践計画の体系

町の将来像

ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美

基本目標	施策
基本目標① 共働による活力あるまち	施策 1-1 共働の推進 施策 1-2 地域コミュニティの活性化
基本目標② 安全に暮らせるまち	施策 2-1 防災対策の充実 施策 2-2 交通安全・防犯の充実 施策 2-3 消費者施策の充実
基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち	施策 3-1 地域福祉の充実 施策 3-2 高齢者福祉の充実 施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実 施策 3-4 町民の健康づくりの推進
基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち	施策 4-1 子育て支援の充実 施策 4-2 学校教育の充実 施策 4-3 生涯学習の推進 施策 4-4 青少年の健全育成 施策 4-5 スポーツ活動の推進 施策 4-6 芸術・文化活動の推進 施策 4-7 読書活動の推進

基本目標	施策
基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち	施策 5-1 商工業・サービス業の振興 施策 5-2 農林業の振興 施策 5-3 観光の振興
基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち	施策 6-1 道路・交通網の充実 施策 6-2 都市機能の立地誘導・集約 施策 6-3 上・下水道の整備
基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち	施策 7-1 循環型社会形成の推進 施策 7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備 施策 7-3 生活環境の保全・向上 施策 7-4 文化財の保存と活用
基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち	施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進 施策 8-2 行政経営の推進

2 評価の方法

第6次宇美町総合計画後期実践計画の「主要な取組」ごとに、「現行計画達成状況調査シート」を作成して評価を行いました。

達成度の評価に関する留意事項は、次のとおりです。

- ① 評価基準日は、令和4年3月31日（令和3年度終了時）とし、計画期間4年のうち、3年が経過した時点での評価となっています。
- ② 達成度については、以下の「達成度基準表」により、A～Eの5段階で評価しています。
- ③ 取組の内容・性格によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、取組の“実施状況”（計画に掲げた取組をどの程度実施したか）を中心に評価しています。
- ④ 基本目標ごとに設定した成果指標の達成状況や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響なども総合的に勘案した上で評価しています。

達成度基準表

達成度	評価内容	達成状況
A	後期実践計画に掲げた取組を達成した。 （ほぼ100%実施した）	ほぼ100%
B	後期実践計画に掲げた取組を概ね達成した。 （75%程度実施した）	75%程度
C	現在、取組の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	50%程度
D	現在、取組の達成に向けて動き始めている。 （取組に着手し、動き始めることはできた）	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （取組に着手することができなかった）	0%

Ⅱ 現行計画達成状況

1 全体評価

(1) 全体の達成度

第6次宇美町総合計画後期実践計画の「主要な取組」は、全部で111ありますが、これを達成度別で集計すると、Aが57(51.4%)、Bが46(41.4%)、Cが7(6.3%)、Dが1(0.9%)、Eはなしとなっています。

これらの達成度について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、全体の平均を求めると、100点満点で、

85.8 点

となっています。

今回評価した111の「主要な取組」には、様々な内容・性格の取組が盛り込まれており、正確な点数評価は極めて困難ですが、第6次宇美町総合計画後期実践計画は、計画期間4年のうち3年が経過した時点で、およそ86%の達成度となっており、概ね順調に進捗してきたということが出来ます。[図表1参照]

図表1 達成度と「主要な取組」数

達成度	「主要な取組」数（比率）
A	57 (51.4%)
B	46 (41.4%)
C	7 (6.3%)
D	1 (0.9%)
E	0 (0.0%)
計	111 (100.0%)

(2) 基本目標別の比較

基本目標別に比較すると、評価が最も高い基本目標は廃棄物処理と地球温暖化対策、自然環境と公園・緑地、環境美化・空き家対策、文化財に関する“生活環境分野”で構成される「基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち」(91.7点)です。

次いで、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康づくりに関する“福祉・保健分野”で構成される「基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち」(90.6点)、商工業・サービス業、農林業、観光に関する“産業分野”で構成される「基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち」と人権尊重・男女共同参画、行政経営に関する“共生・行財政分野”で構成される「基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち」(同点 87.5点)となっています。

また、子育て支援、学校教育、生涯学習、青少年健全育成、スポーツ、芸術・文化、読書活動に関する“子育て・教育・文化分野”で構成される「基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち」(86.6点)については、全体平均とほぼ同様となっています。

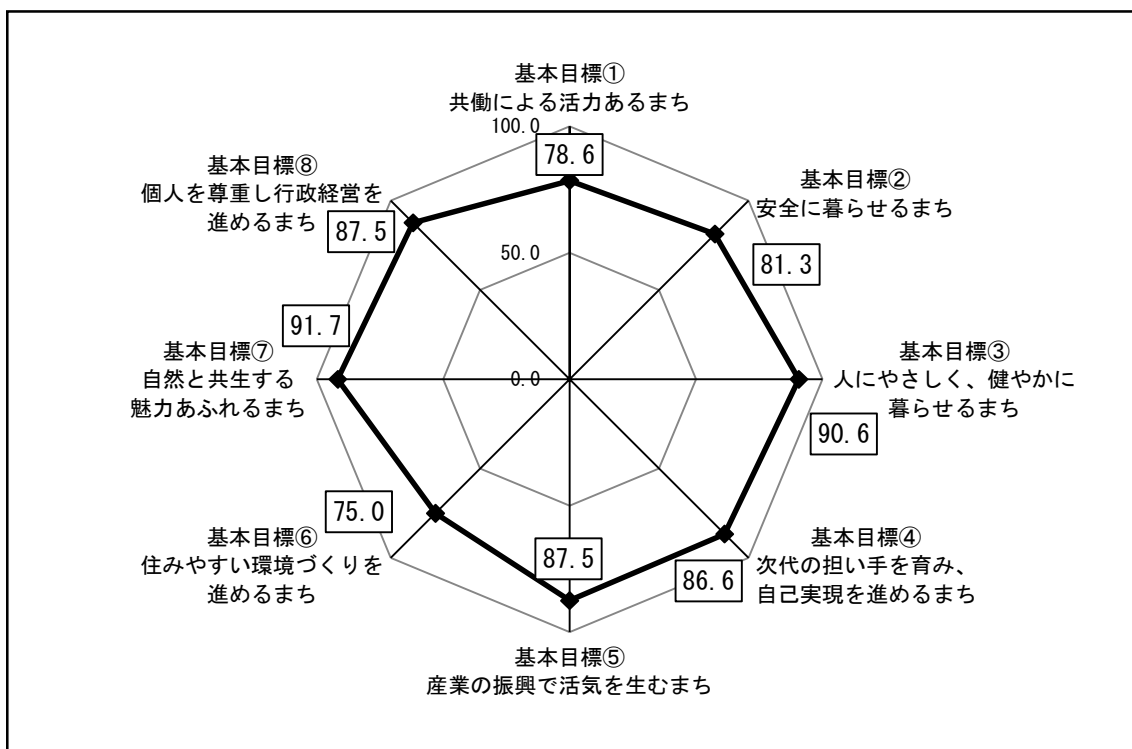
一方、全体平均を下回った基本目標としては、防災、交通安全・防犯、消費者対策に関する“安全安心分野”で構成される「基本目標② 安全に暮らせるまち」(81.3点)、共働、地域コミュニティに関する“共働・地域コミュニティ分野”で構成される「基本目標① 共働による活力あるまち」(78.6点)となっています。

8つの基本目標の中で最も低い評価となったのは、道路・交通網、都市機能、上・下水道に関する“都市基盤分野”で構成される「基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち」(75.0点)となっています。[図表2・3参照]

図表2 基本目標別達成度（平均点）

基本目標	達成度（平均点）
基本目標① 共働による活力あるまち （共働・地域コミュニティ分野）	78.6
基本目標② 安全に暮らせるまち （安全安心分野）	81.3
基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち （福祉・保健分野）	90.6
基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち （子育て・教育・文化分野）	86.6
基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち （産業分野）	87.5
基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち （都市基盤分野）	75.0
基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち （生活環境分野）	91.7
基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち （共生・行財政分野）	87.5

図表3 基本目標別達成度（平均点）



2 基本目標ごとの評価

(1) 基本目標① 共働による活力あるまち

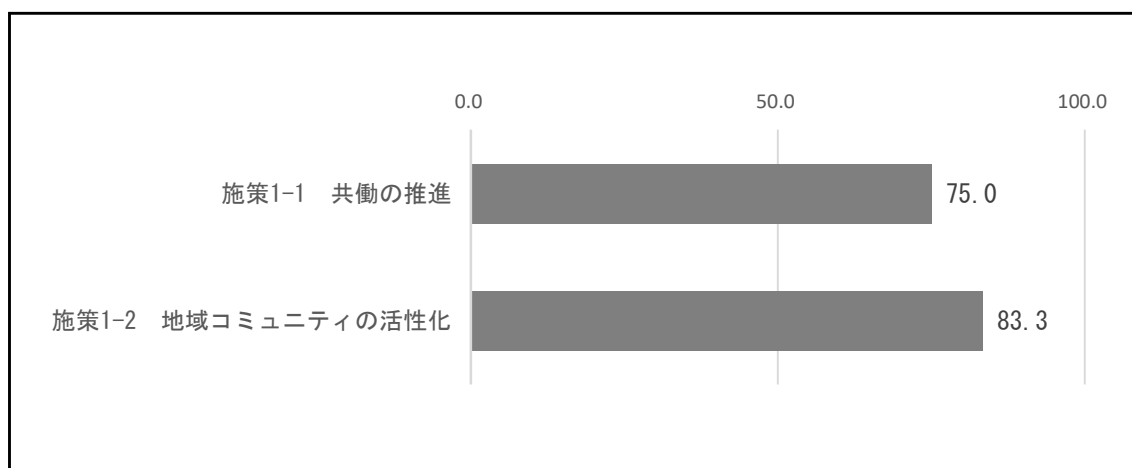
基本目標①の「共働による活力あるまち（共働・地域コミュニティ分野）」（78.6点）は、8つの基本目標の中で7番目の評価となっています。

基本目標①は、「施策1-1 共働の推進」と「施策1-2 地域コミュニティの活性化」の2つの施策で構成されています。

「施策1-2 地域コミュニティの活性化」（83.3点）は、3つの主要な取組のうち、1つがA評価、2つがB評価となっています。

また、「施策1-1 共働の推進」（75.0点）については、4つの主要な取組のうち、1つがA評価、2つがB評価、1つがC評価です。C評価とした取組は、「町民団体やボランティア・NPOの活動支援と参加しやすい環境づくり」で、町民活動の情報・交流の拠点として、ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」の運営管理を行うなど、支援を行ってきましたが、コロナ禍等により町民活動が停滞し、活動支援が十分にできなかったことが要因です。[図表4参照]

図表4 施策別達成度（平均点）
【基本目標① 共働による活力あるまち】



基本目標① 共働による活力あるまち

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 1-1 共働の推進	(1) 町民参画の仕組みづくり	町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員の一般公募、ワークショップ、共働提案事業制度などを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。	まちづくり課	B
	(2) 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援	多様な町民団体、ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	まちづくり課	C
	(3) 広報・広聴活動の充実	広報うみやホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報うみやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体への広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。 また、タイムリーな情報をより多くの人に提供するため、SNSを活用した情報発信の充実を図ります。	総務課	B
	(4) 情報の共有	町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るとともに、町の施策の方針を理解していただくため、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑で積極的な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。	総務課	A
施策 1-2 地域コミュニティの活性化	(1) 自治意識の高揚	地域コミュニティの重要性や地域コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を積極的に行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動へ町民の参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。	まちづくり課	B
	(2) 地域コミュニティの活性化支援	地域コミュニティと行政のつなぎ役として配置している地域づくりコーディネーターによる活動への支援を行います。 安全で安心して暮らせる地域づくりに向けては、自主防災・防犯組織の育成、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援など様々な地域コミュニティ活動を支援します。	まちづくり課	B
	(3) 地域コミュニティ施設の充実	町民のふれあいの場、活動の場として、既存施設の有効活用を進め、地域コミュニティ施設（活動拠点）の充実に努めます。	まちづくり課	A

(2) 基本目標② 安全に暮らせるまち

基本目標②の「安全に暮らせるまち（安全安心分野）」(81.3点)は、8つの基本目標の中で6番目の評価となっています。

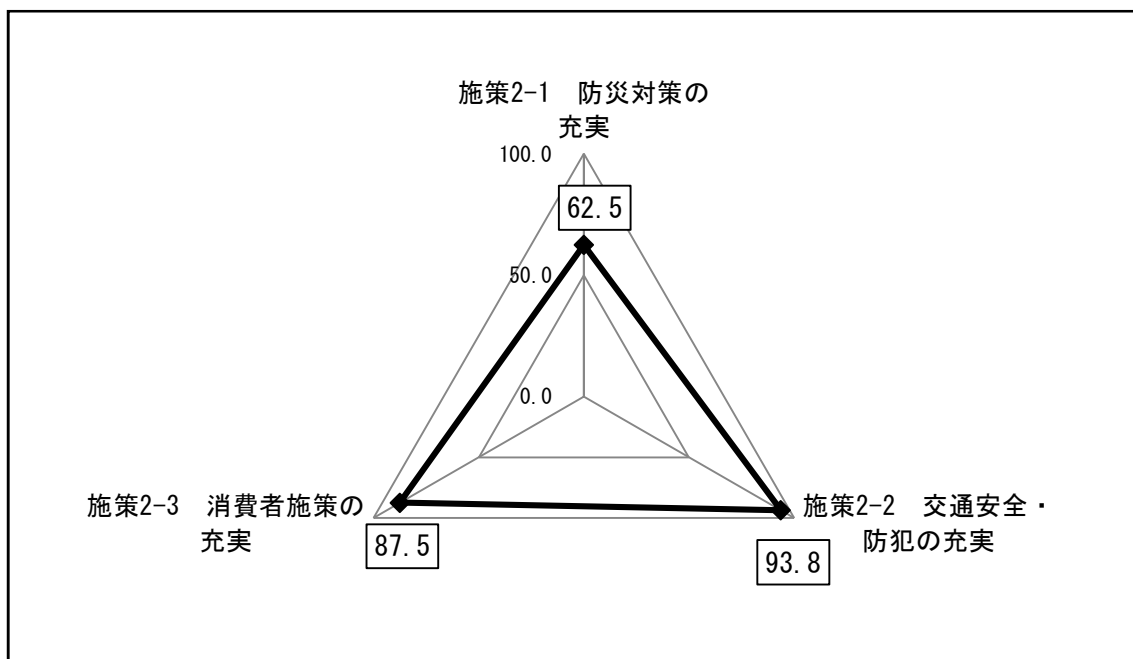
基本目標②は、「施策2-1 防災対策の充実」、「施策2-2 交通安全・防犯の充実」及び「施策2-3 消費者施策の充実」の3つの施策で構成されています。

「施策2-2 交通安全・防犯の充実」(93.8点)は、4つの主要な取組のうち、3つがA評価、1つがB評価となっています。

次いで、「施策2-3 消費者施策の充実」(87.5点)は、4つの主要な取組のうち、2つがA評価、2つがB評価となっています。

「施策2-1 防災対策の充実」(62.5点)は、4つの主要な取組のうち、3つがB評価、1つがD評価となっています。D評価とした取組は、「避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定、地域での情報共有」で、災害対策基本法の改正による対象者の把握方法の変更等に伴い、令和3年度末時点では名簿は未更新、個別計画は未策定であったことが要因です(ただし、令和4年度に名簿更新、個別計画策定予定)。**[図表5参照]**

図表5 施策別達成度(平均点)
【基本目標② 安全に暮らせるまち】



基本目標② 安全に暮らせるまち

施策	主要な取組	担当課	達成度
施策 2-1 防災対策の充実	(1) 総合的な防災体制の確立	避難路・避難場所の周知、計画的な防災訓練の実施、緊急時の情報通信体制の充実などの防災施設・設備の整備、河川・雨水調整池及びため池などの維持・補修、地域の商工業者の協力による食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄など、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を進めます。 また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。	危機管理課 B
	(2) 地域での防災力の強化	土砂災害ハザードマップや防災ハンドブックなどによる啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加促進、地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。 地域での防災訓練の実施にあたっては、校区コミュニティを核として、行政と地域住民による共働により実施し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。	危機管理課 まちづくり課 B
	(3) 避難行動要支援者対策の充実	関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定、地域での情報の共有など横断的な避難支援体制の確立を図ります。	健康福祉課 危機管理課 D
	(4) 消防団の活性化	消防団の重要性に関する町民意識の啓発を図りながら、団員確保対策の強化や訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団の活性化を推進します。 また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、機能別消防団員の導入について検討を進めます。	危機管理課 B
施策 2-2 交通安全・防犯の充実	(1) 交通安全意識の高揚	交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。また、飲酒運転撲滅のPR、交通安全運動の展開などを通して町民の交通安全意識の高揚を図ります。	危機管理課 A
	(2) 安全な道路環境の確保	県公安委員会に対する信号機・横断歩道など交通安全施設の設置要請、歩道、防護柵などの設置及び維持管理、道路線形改良の促進など道路環境の整備を計画的に進めます。 特に通学路の安全確保については、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づく安全点検・環境整備を行います。	都市整備課 学校教育課 A
	(3) 防犯意識の高揚	警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。 また、犯罪被害者などの支援のための体制整備を推進します。	危機管理課 B
	(4) 防犯環境の充実	自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。 また、自治会との連携により、必要な箇所への防犯灯の整備（LED化）を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。	危機管理課 まちづくり課 学校教育課 都市整備課 A
施策 2-3 消費者施策の充実	(1) 消費生活に関する情報の提供	関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立した消費者の育成を図ります。 また、最近被害の多い振り込め詐欺や不当・架空請求、家屋の点検・リフォーム商法などの情報について、広報うみやホームページなどを活用して積極的に提供します。	危機管理課 A
	(2) 消費生活相談の実施	かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施します。 また、宇美町消費生活相談窓口においても週1回、専門相談員による出張相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行います。	危機管理課 A
	(3) 高齢者へのサポート	高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携してサポートします。	危機管理課 B
	(4) 消費者教育の推進	啓発活動や専門相談員による消費者講座を実施し、自立した消費者として合理的な判断ができるような取組を行っていきます。	危機管理課 B

(3) 基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

基本目標③の「人にやさしく、健やかに暮らせるまち（福祉・保健分野）」（90.6点）は、8つの基本目標の中で2番目の評価となっています。

基本目標③は、「施策3-1 地域福祉の充実」、「施策3-2 高齢者福祉の充実」、「施策3-3 障がいのある人の福祉の充実」及び「施策3-4 町民の健康づくりの推進」の4つの施策で構成されています。

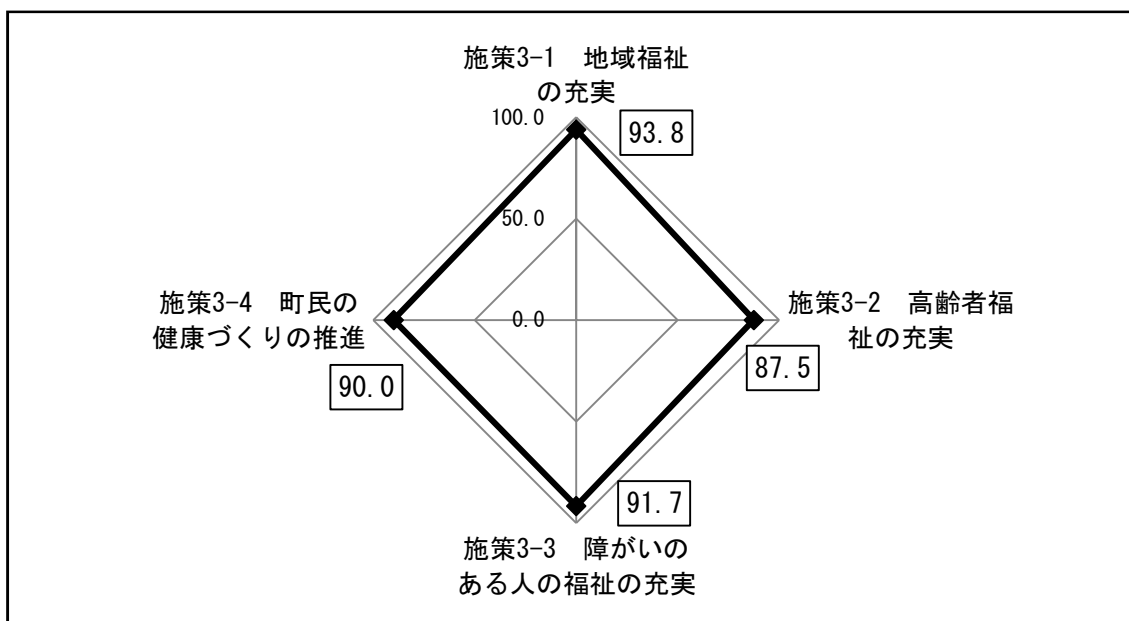
「施策3-1 地域福祉の充実」（93.8点）は、4つの主要な取組のうち、3つがA評価、1つがB評価です。

次いで、「施策3-3 障がいのある人の福祉の充実」（91.7点）は、3つの主要な取組のうち、2つがA評価、1つがB評価です。

また、「施策3-4 町民の健康づくりの推進」（90.0点）については、5つの主要な取組のうち、3つがA評価、2つがB評価となっています。

「施策3-2 高齢者福祉の充実」（87.5点）は、4つの主要な取組のうち、3つがA評価、1つがC評価であり、C評価とした施策は、「老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供、就労・社会参加の促進」で、コロナ禍等により各自治会のシニアクラブなどの活動が停滞傾向にあり、活動支援が十分にできなかったことなどが要因となっています。[図表6参照]

図表6 施策別達成度（平均点）
【基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち】



基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

施策	主要な取組	担当課	達成度	
施策 3-1 地域福祉の充実	(1) 福祉意識の高揚	広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施などを通じて、町民一人一人に高齢者や障がいのある人などに対する正しい知識の普及に努め、福祉意識の高揚とノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。	健康福祉課	A
	(2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援	地域福祉を推進する社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会の活動充実、関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。 特に、社会福祉協議会、ボランティアセンターと連携を図り、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。	健康福祉課	A
	(3) 高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進	関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者や障がいのある人が住みよいまちづくりを総合的に推進します。	健康福祉課 危機管理課 都市整備課	B
	(4) 福祉窓口の充実	福祉サービスの利用や相談などが気軽に行えるように、窓口のわかり易さ、サービスの向上に更に努めます。	健康福祉課	A
施策 3-2 高齢者福祉の充実	(1) 高齢者支援体制の推進	宇美町高齢者福祉計画及び福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情・要望への適切な対応など、総合的な推進体制の強化を図ります。 また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。	健康福祉課	A
	(2) 介護予防の推進	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する予防可能な疾病のリスクを早期に発見するため、介護予防対策者把握事業、総合相談事業、健診データなどを活用し、個々にあった予防事業を紹介します。また、校区コミュニティでの介護予防教室を全町的に実施し、介護予防の推進と社会参加の機会を提供します。	健康福祉課 まちづくり課	A
	(3) 地域包括ケアシステムの構築	①在宅医療・介護連携の推進 医師会、歯科医師会などの関係団体、ケアマネジャーをはじめとする地域における多職種の連携を図り、適切な支援につなげます。 ②認知症施策の推進 医師会、警察署などの関係団体・機関と連携して地域における連携システムの構築を図るなど、認知症の方の住み慣れた地域での生活を支援します。 ③地域ケア会議の実施・拡充 個別ケースを多職種で検討する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。 ④生活支援の充実・強化 地域ニーズと生活支援サービス提供事業者とのマッチングにより高齢者個人に「自立支援」の考え方に基づいた必要なサービスが提供されるよう、適切な支援をします。	健康福祉課	A
	(4) 生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。 また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。	健康福祉課 まちづくり課	C
施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実	(1) 障がいのある人への支援の総合的推進	宇美町障がい者基本計画、宇美町障がい者福祉計画及び宇美町障がい児福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービス、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、障がい福祉サービスの適切な提供を図ります。	健康福祉課	A
	(2) 広報・啓発活動などの推進	ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めます。	健康福祉課 学校教育課	B
	(3) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進	関係機関との連携のもと、就労相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。	健康福祉課	A

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 3-4 町民の健康づくりの推進	(1) 町民主体の健康づくりの推進	町民一人一人が、自分の心身の状況を理解し、健康的な生活ができるように、正しい知識の普及や健康づくりの意識高揚を図ります。 また、ライフステージに応じた、町民の主体的な健康づくりを支援します。	健康福祉課	B
	(2) 予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底	予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図ります。 また、健診データをもとに、適切な疾病予防ができるよう保健指導や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。	健康福祉課	B
	(3) 母子保健の充実	子どもの成長、発達の原理を理解した上で、子どもの生活環境を作っていくことが将来の生活習慣病の予防につながることから、妊娠期からの健康診査・保健指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、乳幼児健康診査、訪問指導など各事業の一層の充実に努めます。	こどもみらい課	A
	(4) 感染症の予防	感染症の罹患と重症化を予防するため、予防接種についての情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図ります。 また、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や危機管理体制の強化に努めます。	こどもみらい課 健康福祉課	A
	(5) 救急医療体制の整備	医師会や医療機関との連携・協力により、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めます。	健康福祉課	A

(4) 基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

基本目標④の「次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち（子育て・教育・文化分野）」(86.6点)は、8つの基本目標の中で5番目の評価となっています。

基本目標④は、「施策4-1 子育て支援の充実」、「施策4-2 学校教育の充実」、「施策4-3 生涯学習の推進」、「施策4-4 青少年の健全育成」、「施策4-5 スポーツ活動の推進」、「施策4-6 芸術・文化活動の推進」及び「施策4-7 読書活動の推進」の7つの施策で構成されています。

「施策4-4 青少年の健全育成」と「施策4-7 読書活動の推進」(同点93.8点)は、ともに、それぞれ4つの主要な取組のうち、3つがA評価、1つがB評価となっています。

「施策4-5 スポーツ活動の推進」(90.0点)は、5つの主要な取組のうち、3つがA評価、2つがB評価となっています。

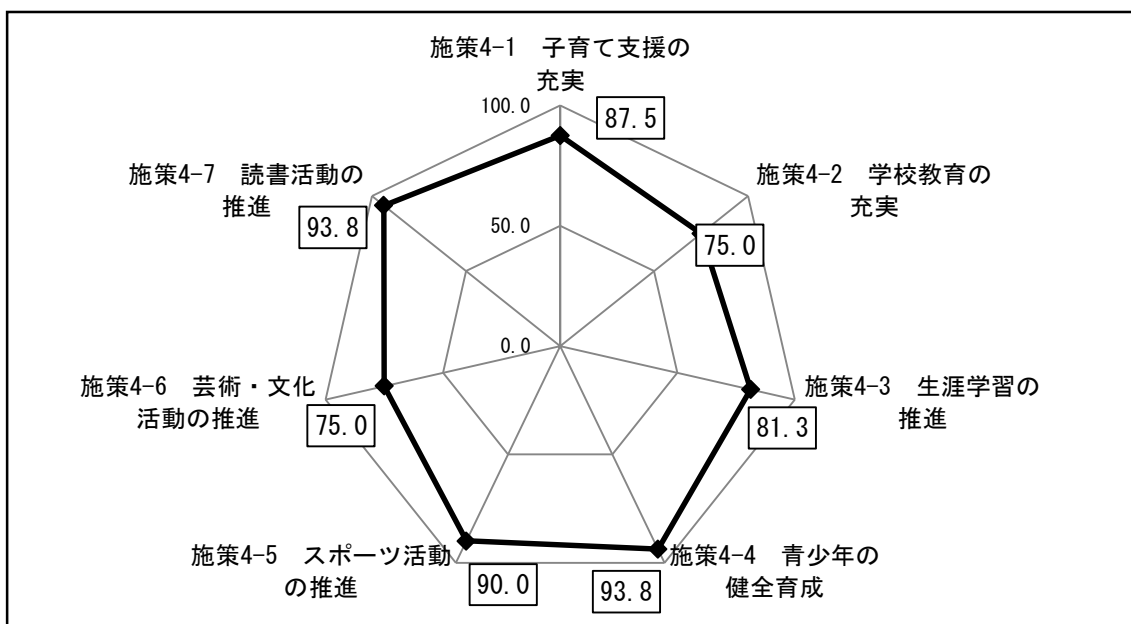
「施策4-1 子育て支援の充実」(87.5点)は、6つの主要な取組のうち、3つがA評価、3つがB評価となっています。

「施策4-3 生涯学習の推進」(81.3点)については、4つの主要な取組のうち、1つがA評価、3つがB評価となっています。

「施策4-2 学校教育の充実」と「施策4-6 芸術・文化活動の推進」(同点75.0点)は、それぞれ掲げた取組のすべてが、ともにB評価となっています。[図表7参照]

図表7 施策別達成度（平均点）

【基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち】



基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

施策	主要な取組	担当課	達成度	
施策 4-1 子育て支援の充実	(1) 保育の量的拡大及び質の向上	民間活力の導入をはじめ、保育施設の環境整備を進めます。また、保育士の確保と職員の資質の向上に努め、保育内容の充実を図ります。	こどもみらい課	B
	(2) 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ施設の環境整備を進めるとともに、町で定める基準を順守し、安定的な運営を行います。	学校教育課	B
	(3) 地域子育て支援事業の充実	子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、地域における子育てを支援します。また、子育てに係る施設及び事業展開の拠点であるうみハピネスにおいて、相談支援体制の充実を図ります。	こどもみらい課	A
	(4) 子育て世帯に対する経済的支援	児童手当・児童扶養手当・子ども医療費などの給付により、子育て世帯の経済的負担軽減と生活の安定を図ります。	住民課 こどもみらい課 学校教育課	A
	(5) 子どもの最善の利益を守る環境づくり	関係機関や団体などと連携し、児童虐待防止対策の充実を図ります。また、保健師が実施する乳幼児全戸訪問にあわせて、養育支援員による訪問事業を行うなど、家庭での適切な養育の実施の確保に努めます。	こどもみらい課	A
	(6) 子育て支援の人材育成	子育て支援ボランティアの育成や子育て支援サークルの活動を支援します。	こどもみらい課	B
施策 4-2 学校教育の充実	(1) 生き抜く力の育成	学力の向上については、年3回の検証改善サイクルを実施することによって、各学校の学力向上プランの充実を図るとともに、子どもの主体的な学びを喚起する学習や自分の考えを他者に説明する力の育成に力点を置いた学習などの視点を重視して、授業改善を一層推進します。また、一人一人の課題に応じた少人数指導や補充学習、家庭学習の充実を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての実態把握に努め、よりきめ細やかで継続的な指導を行っていきます。さらに、基本的な学習及び生活習慣の育成「う・み・し・ぐ・さ」の徹底を図り、学力向上の基盤となる健やかな心と体の育成を図り、規範意識の高揚を目指すとともに、町立図書館との連携による学校図書室の機能充実を通して、本に親しむ習慣づくりを推進します。加えて、各教科や総合的な学習の時間などでの食に関する学習、学校給食を通じた食生活の改善や栄養学習、家庭と連携した「弁当の日」の実施などを通じて、児童生徒の健全な心身と豊かな人間性を育みます。	学校教育課	B
	(2) 学校運営への参画促進	コミュニティ・スクールを通して、地域のひと・もの・ことを積極的に授業に取り入れ、「保護者、地域が学校で活躍する場づくり」とともに「子どもが家庭、地域に貢献できる場づくり」を積極的に進めます。また、それぞれの取組についての情報を積極的に発信します。	学校教育課	B
	(3) 教育環境の整備	安全かつ快適な学校施設・設備を維持するため、計画的に施設の整備を図るとともに、児童生徒の学習意欲を高め、学習理解を促進できるようICT環境の充実を図ります。また、適応指導教室や教育相談室と学校との連携を強め、教育相談や支援体制の効果的な運営を図るとともに、保護者と保育園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会が連携しながら、最適な就学の在り方について相談できる環境づくりを進めます。さらに、教職員として必要な識見を獲得できる研修会の充実を進めるとともに、福岡教育大学との連携事業を推進して専門性に優れた講師を招聘することで、教職員としての実践的指導力を高める研修の充実も進めていきます。	学校教育課	B
施策 4-3 生涯学習の推進	(1) 生涯学習関連施設の充実	生涯学習活動の拠点となる地域交流センター「うみ・みらい館」をはじめとした生涯学習関連施設において町民のニーズに応じた管理運営を行い施設の有効活用を図ります。	まちづくり課 社会教育課	A
	(2) 生涯学習プログラムの整備と提供	町民の多様な学習ニーズの把握に努め、生涯学習関連講座などによる学習活動の場の充実を図るとともに、広報誌や町ホームページなどによる情報提供についても充実を図ります。	まちづくり課 社会教育課	B
	(3) 指導者の育成と団体などの活動支援	様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努めます。	まちづくり課 社会教育課	B
	(4) 学習成果の活用	町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・地域づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を発揮できる環境づくりに努めます。	まちづくり課 社会教育課	B

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 4-4 青少年の健全育成	(1) 青少年の体験活動などの充実	子どもたちに多様な体験活動や学習の場を提供することで、子どもの自主性・主体性・創造性の確立を図ります。	社会教育課	B
	(2) 家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携した青少年健全育成	青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携し、家庭や地域の教育力向上に努めるとともに、青少年関係団体の活動及び各種事業を支援し、自主的な活動が実践できる次代のリーダーの育成を推進します。また、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図るため、有害環境の浄化活動などを推進します。	社会教育課	A
	(3) 国際交流事業の推進	国際交流事業を通じ、国際相互理解と国際友好親善の促進を図ります。なお、本町においては、大野城築城に関する歴史的なつながりにより、昭和 61 (1986) 年から大韓民国忠清南道扶餘教育支援庁との学生相互交流を行っており、この交流をさらに充実させ継続的に実施するとともに、交流の成果を次世代につなげていく活動を展開します。	社会教育課	A
	(4) ふるさと・宇美町を愛する心の醸成	まちの将来を担う子どもたちが、自分たちの暮らす地域を深く知り、郷土愛を育むことができるよう、地域コミュニティや世代間のふれあいを重視し、地域と連携して青少年の育成を図ります。学校教育で行われる社会科や生活科、総合的な学習の時間での郷土教育、毎年、新成人で組織される実行委員会により企画・運営される成人式、町制施行 100 周年記念事業など、青少年期から成人に至るまでの過程を通じて、ふるさと・宇美町を再認識し、愛する心を醸成する活動を展開します。	社会教育課 学校教育課	A
施策 4-5 スポーツ活動の推進	(1) 総合的なスポーツ活動の推進	国のスポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画に基づいて、町のスポーツ推進計画を策定し、総合的なスポーツ活動を推進します。	社会教育課	A
	(2) スポーツを通じた健康づくりの推進	町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を関係団体と連携して実施し、スポーツへの参加意欲を高め、町民の健康づくりを推進します。	社会教育課	B
	(3) 社会体育及び学校施設の有効活用	既存の社会体育施設などについて、老朽化の状況や利用ニーズに即した維持管理を計画的に進めていくとともに、有効活用を努めます。また、ストック適正化についての研究を進めます。	社会教育課	A
	(4) スポーツ関係団体の支援	スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などの支援に努めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図ります。また、町民やスポーツ団体などのニーズを踏まえ、各団体における質の高い指導者の養成を支援します。	社会教育課	A
	(5) スポーツ機会の充実	国、県などからの情報を収集し、子どもから高齢者、障がいのある人など、多くの町民がスポーツに親しむきっかけとなる事業の充実を図ります。子どものスポーツ活動については、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどと連携して地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、学校における運動部活動の指導体制を拡充するため、外部指導者の活用を関係団体と連携して実施していきます。	社会教育課 学校教育課	B
施策 4-6 芸術・文化活動の推進	(1) 芸術・文化団体の活動促進	文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促します。また、広域で行われる芸術・文化行事を通じ、各種芸術・文化団体の交流促進に努めます。	社会教育課	B
	(2) 芸術・文化の鑑賞発表機会の充実	町の特徴を生かした魅力ある芸術・文化活動を推進するため、「宇美町民文化のつどい」などの事業をはじめ多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。	社会教育課	B
施策 4-7 読書活動の推進	(1) 生涯学習を推進する図書資料の整備	町民の学習ニーズに即応した図書資料の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努めます。	社会教育課	A
	(2) レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供	「レファレンスサービス」や「課題解決サービス」の提供を促進するため、恒常的な職員のスキルアップを図ります。また、地域交流センター全体のスペースを有効に活用した「滞在型図書館」の実現や生涯学習関連事業との連携を通じ、町民相互の情報交流を目指します。	社会教育課	B
	(3) 子ども読書活動の推進	「第 3 次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら学校(園)・家庭・地域などが連携した子どもの読書活動を推進します。	社会教育課	A
	(4) 読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進	読書ボランティアの養成、活動支援を進めるとともに、図書館や学校、地域などで活動する読書ボランティアのネットワーク化を図り、共働した取組の実現を目指します。	社会教育課	A

(5) 基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち

基本目標⑤の「産業の振興で活気を生むまち（産業分野）」(87.5点)は、8つの基本目標の中で3番目の評価となっています。

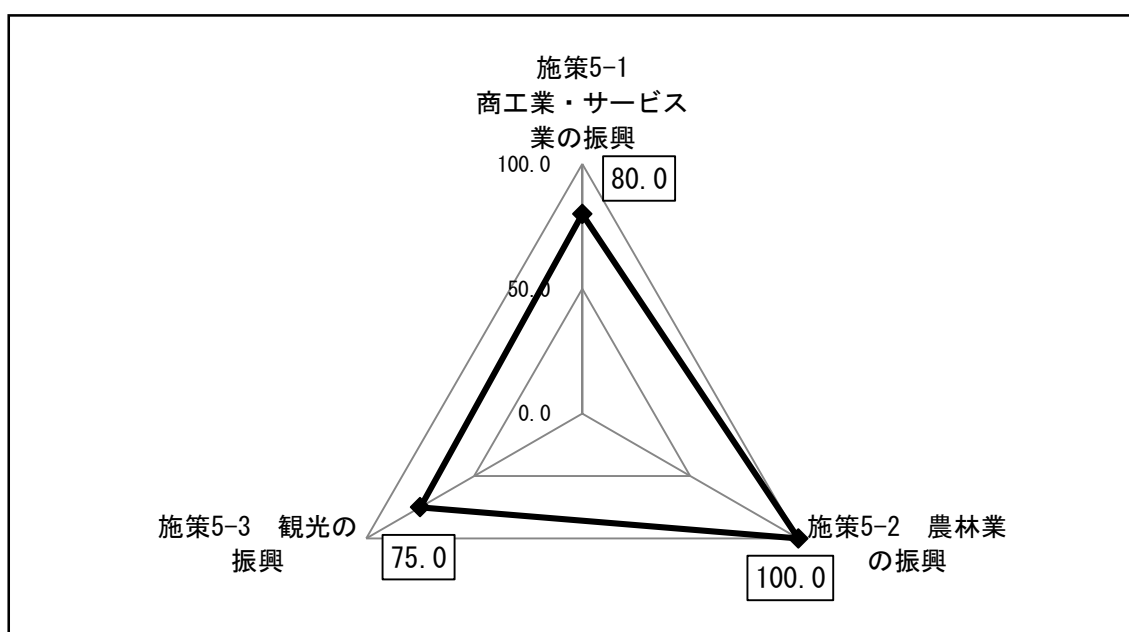
基本目標⑤は、「施策5-1 商工業・サービス業の振興」、「施策5-2 農林業の振興」及び「施策5-3 観光の振興」の3つの施策で構成されています。

「施策5-2 農林業の振興」(100.0点)は、6つの主要な取組のすべてがA評価となっています。

「施策5-1 商工業・サービス業の振興」(80.0点)は、5つの主要な取組のうち、2つがA評価、2つがB評価、1つがCと評価となっています。C評価とした取組は、「企業誘致活動の展開による優良企業の立地促進」で、用地の確保が困難であったこと等により、この3年間では企業の立地がみられなかったことが要因となっています。

「施策5-3 観光の振興」(75.0点)は、3つの主要な取組のうち、1つがA評価、1つがB評価、1つがCと評価となっています。C評価とした取組は、「地域資源を活用した体験型観光の充実、エコツーリズムの推進」で、豊かな自然を生かした登山会やウォーキングの開催などに取り組んできましたが、コロナ禍等により大半の取組が中止となったことが要因となっています。[図表8参照]

図表8 施策別達成度（平均点）
【基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち】



基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 5-1 商工業・サービス業の振興	(1) 魅力的な商業活動の促進	商工会との連携のもと、地元業者に対する指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者の発掘など地元商店ならではの地域に密着したサービスを展開します。	まちづくり課	B
	(2) 既存企業の経営基盤強化の促進	商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。 また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の改善、経営基盤の強化を促進します。	まちづくり課	A
	(3) 企業誘致の推進	関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、優良企業などの立地を促進するとともに、産業の振興及び町内雇用の増加を図ります。誘致活動の展開に際しては、優遇制度や町有地の有効活用により推進します。	管財課	C
	(4) 創業支援	創業支援事業計画に基づき、商工会及び金融機関と連携した創業希望者に対する相談窓口を設置するとともに、創業塾を入り口に創業に必要な知識と関係機関の強みを活かした適切な創業支援を行います。	まちづくり課	B
	(5) 特産品開発	農産物の6次産業化や観光、ふるさと応援寄附制度における返礼品などと連携した特産品の開発及び販売を促進します。	まちづくり課	A
施策 5-2 農林業の振興	(1) 農業生産基盤の整備	国、県などの補助事業を活用し、農業用施設の改修などを計画的に行います。 また、防災機能強化のため、ため池などの点検・整備を計画的に行います。	環境農林課	A
	(2) 担い手の育成・農地の保全	認定農業者制度などの農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化などにより耕作できなくなった農地の利用集積を推進し、担い手の育成、農地の保全に努めます。	環境農林課	A
	(3) 農業への理解促進及び地産地消の推進	町民農園での農作物の栽培・収穫を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めます。 また、JAや小売店と連携した地元農産物の販売促進、家庭・学校・保育園における食育の取組と連携した地産地消を推進します。	環境農林課 学校教育課 こどもみらい課	A
	(4) 薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進	付加価値の高い「薬用作物」を町の特産品として栽培し、農業所得向上や中山間地域の農業問題解消を図るとともに、学校や町内外の企業と連携し特産品を活用した商品化を広めることで地域の活性化を促進します。	環境農林課	A
	(5) 計画的な森林施業の促進	森林所有者の整備・保全意識の高揚、荒廃森林再生事業への合意形成を図りながら、計画的な森林整備を行うとともに、木材の利用促進を図ります。	環境農林課	A
	(6) 森林への理解促進	町民が木とふれあう機会を設け、森林への理解促進に努めます。	環境農林課	A
施策 5-3 観光の振興	(1) 観光・交流資源の充実・活用	既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図りながら、通年型の観光の確立を図ります。 また、一本松公園（昭和の森）を自然的資源に恵まれた魅力ある公園として利活用し、PR活動に努め、観光振興につなげます。	まちづくり課 都市整備課 上下水道課	B
	(2) 体験型観光の充実、エコツーリズムの推進	自然環境や歴史・文化など、地域の資源を活用した体験型観光の充実に努めます。 また、地域ぐるみで自然環境や歴史・文化などの宇美町固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す「エコツーリズム」を推進します。	まちづくり課 社会教育課	C
	(3) 観光PR活動の推進	観光パンフレットの作成や観光情報サイトの充実、マスメディアやSNSの活用などを通じ、本町の観光について積極的にPRし、認知度を高めます。 また、福岡都市圏や糟屋中南部地域などを範囲とした観光ルートづくりやPR活動の推進など、広域的な枠組みによる観光振興施策を推進します。	まちづくり課	A

(6) 基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

基本目標⑥の「住みやすい環境づくりを進めるまち(都市基盤分野)」(75.0点)は、8つの基本目標の中で最も低い評価となっています。

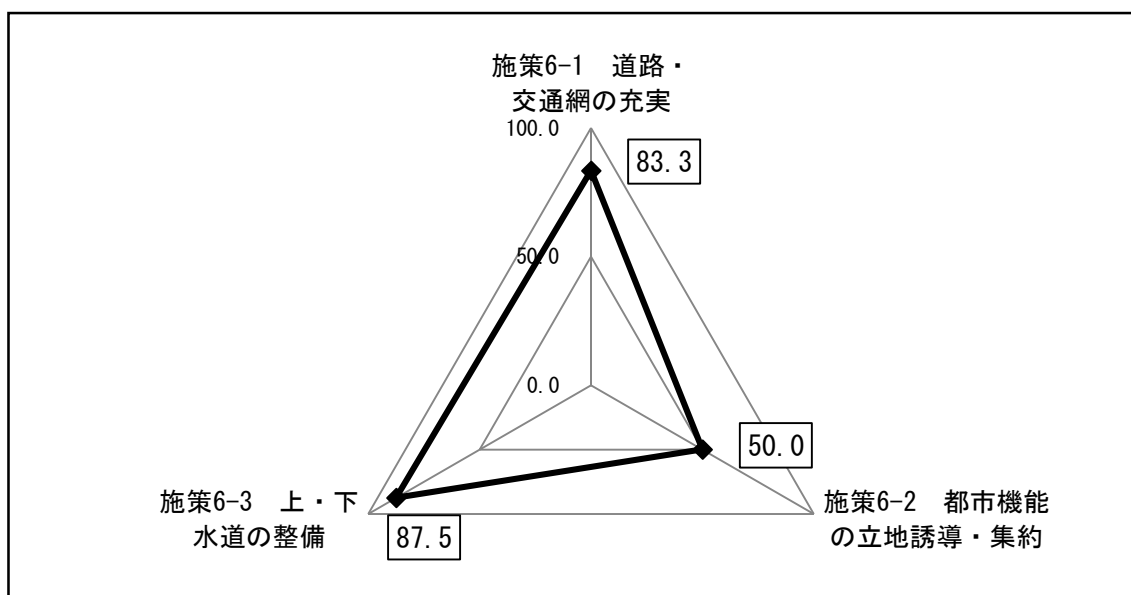
基本目標⑥は、「施策6-1 道路・交通網の充実」、「施策6-2 都市機能の立地誘導・集約」及び「施策6-3 上・下水道の整備」の3つの施策で構成されています。

「施策6-3 上・下水道の整備」(87.5点)は、4つの主要な取組のうち、2つがA評価、2つがB評価となっています。

「施策6-1 道路・交通網の充実」(83.3点)は、3つの主要な取組のうち、1つがA評価、2つがB評価となっています。

「施策6-2 都市機能の立地誘導・集約」(50.0点)は、3つの主要な取組すべてがC評価となっています。それぞれの取組をみると、「中心市街地における魅力ある市街地の形成や地域ごとの利便性向上に向けた都市機能の立地誘導・集約化」、「宇美駅周辺の町の玄関口にふさわしい都市・生活環境の整備」及び「住居表示整備の未実施地区の整備推進」で、中心市街地の賑わいづくりや、宇美駅周辺の町の玄関口にふさわしい環境整備について、様々な検討を進めてきたものの、具体的な施策を実施するには至っていないこと、コロナ禍等により協議会や説明会が開催できず、住居表示整備事業が遅れていることなどが要因となっています。[図表9参照]

図表9 施策別達成度(平均点)
【基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち】



基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 6-1 道路・交通網 の充実	(1) 幹線道路ネットワークの形成	本町と他の市町間を結ぶ広域幹線道路や、町内の移動を支える幹線道路で構成される幹線道路ネットワークの構築に向け、関係機関と連携しながら将来の財政的負担を踏まえ、未整備区間の整備を促進します。また、移動時間の定時制が図れ、さらなる利便性の向上につながるよう努めます。	都市整備課	B
	(2) 生活道路の利用環境の維持・向上	生活道路については、地域の要望に応じた安全対策を実施します。特に通学路の安全性向上のため、危険箇所の改善や歩行空間の確保に努め、沿道環境や景観に配慮した安全で快適な道づくりを進めます。 また、旧国鉄勝田線跡地を活用した緑道については、沿道に配置された憩いの場とともに適正に維持管理を行い良好な利用環境を維持します。	都市整備課 学校教育課	A
	(3) 公共交通ネットワークの形成	町民の日常生活に不可欠なJRや西鉄バスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バス（ハピネス号）を運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。 また、JR 宇美駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係事業者と連携してさらなる機能充実に向け取り組めます。	まちづくり課	B
施策 6-2 都市機能の立地誘導・集約	(1) 都市機能の立地誘導・集約化	中心市街地における魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、都市計画の変更なども視野に入れながら、各地域に応じた都市機能（保健・医療・福祉、教育、消費・金融、情報・娯楽・文化・スポーツ、交通・生活基盤など）の立地誘導・集約化を行います。	都市整備課	C
	(2) 中心市街地の機能充実	JR 宇美駅周辺については、中心市街地として町の玄関口にふさわしい魅力ある空間にするため、さらなる都市・生活環境の整備を推進していくとともに、超高齢社会に配慮した安全で快適な歩行空間を構築していきます。	まちづくり課	C
	(3) 住居表示整備事業の実施	未実施区域の住居表示整備を推進します。また、実施区域の定期的な表示板などの調査、修繕、台帳整備を実施します。	都市整備課	C
施策 6-3 上・下水道の整備	(1) 水道施設などの計画的な更新	水道管路の老朽化に対応した計画的な更新と、水道施設の耐震化に努めます。	上下水道課	A
	(2) 上下水道事業の健全運営	上下水道事業の料金の適正化、事務事業の合理化、効率化や経費の節減などを進め、公営企業として事業の健全運営に努めます。	上下水道課	B
	(3) 下水道整備の推進	下水道計画区域内の未整備区域は、計画的な整備を実施します。また、下水道整備済区域内は、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。	上下水道課	A
	(4) 上下水道に対する意識の高揚	上下水道事業にかかわる啓発活動に努めます。	上下水道課	B

(7) 基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

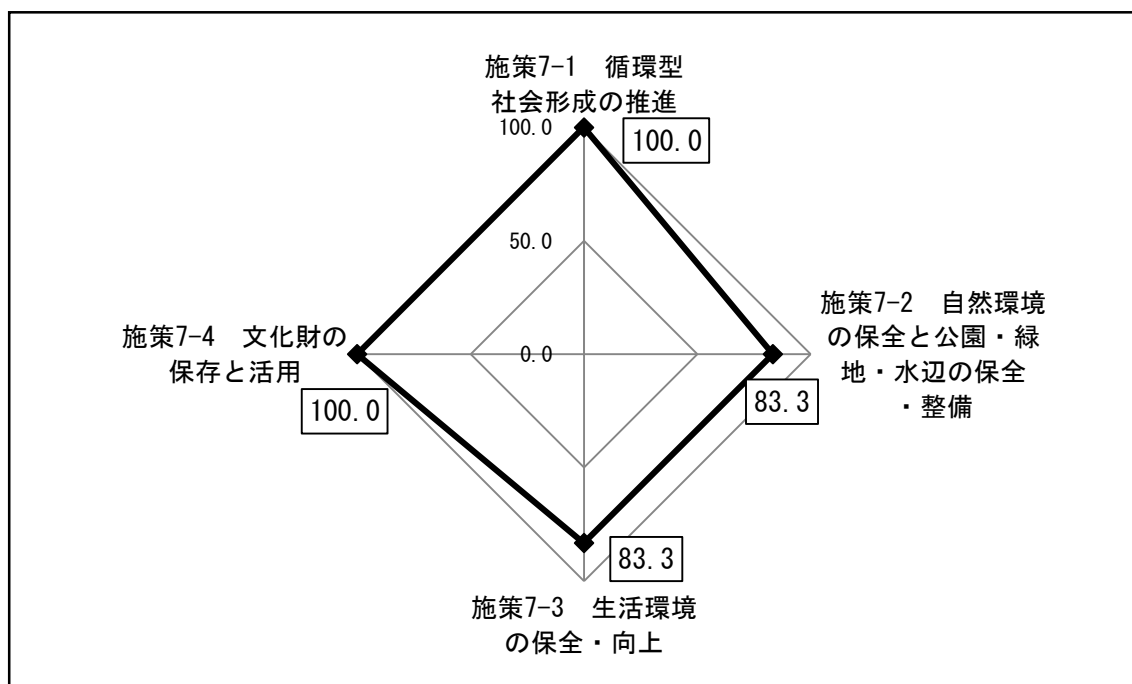
基本目標⑦の「自然と共生する魅力あふれるまち（生活環境分野）」(91.7点)は、8つの基本目標の中で最も高い評価となっています。

基本目標⑦は、「施策7-1 循環型社会形成の推進」、「施策7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備」、「施策7-3 生活環境の保全・向上」及び「施策7-4 文化財の保存と活用」の4つの施策で構成されています。

「施策7-1 循環型社会形成の推進」と「施策7-4 文化財の保存と活用」（同点100.0点）は、それぞれの主要な取組のすべてがA評価となっています。

「施策7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備」と「施策7-3 生活環境の保全・向上」（同点83.3点）は、それぞれ3つの主要な取組のうち、ともに、1つがA評価、2つがB評価となっています。[図表10参照]

図表10 施策別達成度（平均点）
【基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち】



基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 7-1 循環型社会形成の推進	(1) ごみ収集・処理体制の充実	広域的な処理体制のもと、安定的で、かつ適正な廃棄物の処理体制と効率的な分別収集体制の充実に努めます。	環境農林課	A
	(2) ごみ減量化・4R運動の推進	広報・ホームページなどによる啓発活動を充実させ、町民と事業者、行政の三者による4R運動をはじめとする自主的なごみの減量化と資源循環型ライフスタイルの推進を目指します。	環境農林課	A
	(3) し尿の適正処理	し尿及び浄化槽汚泥については引き続き宇美町・志免町衛生施設組合において処理体系を確保し、適正に処理を行います。	環境農林課	A
	(4) 地球温暖化防止の推進	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、行政が自ら率先して公共施設の省資源・省エネルギー化に取組み、温室効果ガスの削減を推進するとともに、県の取組と連携した啓発活動などを通じて、町民や事業者などの自主的・積極的な取組を推進します。	環境農林課	A
施策 7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備	(1) 自然環境の保全	本町の豊かな自然環境を保全するとともに景観の保全にも配慮します。 また、環境教育や関係団体と協力して実施する自然環境を守る取組などを通じて、意識の向上を図ります。	環境農林課 都市整備課	B
	(2) 身近な公園・緑地の維持管理	地域の交流・憩いの場や子どもの遊び場を確保するため、公園・緑地にある遊具の維持管理及び水辺、樹木の保全管理に努めます。	都市整備課	B
	(3) 一本松公園（昭和の森）の活用	自然的資源に恵まれた魅力ある公園として利活用します。また、PR活動に努め、観光振興につなげます。	都市整備課 まちづくり課	A
施策 7-3 生活環境の保全・向上	(1) 環境美化活動の促進	美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業（ラブアースなど）や環境ボランティア活動を支援します。	環境農林課	B
	(2) 不法投棄の予防	地域や警察署と連携し、町内パトロールの実施やモラル向上に向けての啓発活動を継続して実施します。	環境農林課	A
	(3) 空き家対策の推進	空き家の実態を的確に把握し、宇美町空家等対策協議会の意見を取り入れながら、所有者などへの意識啓発や適切な管理に関する助言・指導による適正管理の促進、空き家バンクなどを活用した利用促進を図ります。	都市整備課	B
施策 7-4 文化財の保存と活用	(1) 文化財の保存	指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。 伝統民俗芸能などの無形文化財については、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。	社会教育課	A
	(2) 文化財の活用	文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を実施し、町民の意識高揚を図ります。 また、歴史民俗資料館を拠点に文化財の情報を効果的に発信するとともに、資料館施設をふれあいの場、交流の場として活用します。 指定文化財について、関係機関・団体、県、関連自治体などとの連携により活用を図り、町民交流の促進、観光振興の推進に役立っています。	社会教育課 まちづくり課	A

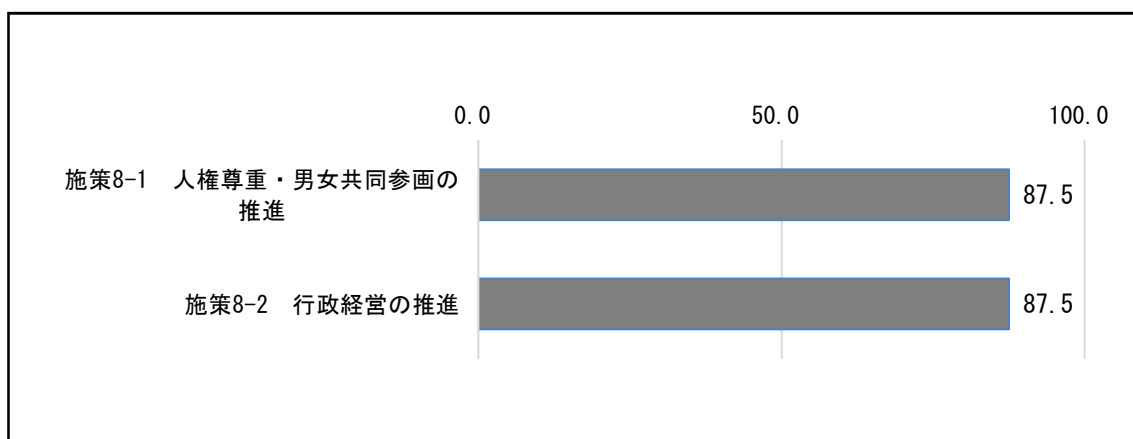
(8) 基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

基本目標⑧の「個人を尊重し行政経営を進めるまち（共生・行財政分野）」（87.5点）は、8つの基本目標の中で3番目の評価となっています。

基本目標⑧は、「施策8-1 人権尊重・男女共同参画の推進」及び「施策8-2 行政経営の推進」の2つの施策で構成されています。

両施策（同点 87.5点）は、それぞれ、6つの主要な取組を掲げていますが、ともに、3つがA評価、3つがB評価となっています。[図表 11 参照]

図表 11 施策別達成度（平均点）
【基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち】



基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

施策	主要な取組		担当課	達成度
施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進	(1) 人権政策の総合的推進	「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権施策を総合的に推進します。	社会教育課	A
	(2) 人権教育・啓発推進体制の充実	宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携し、7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発、各種月間の取組など、人権が尊重される教育及び啓発の推進体制の充実を図ります。	社会教育課	A
	(3) 人権問題に関する相談体制の充実	人権擁護委員、関係団体などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取組の充実を図ります。	社会教育課	A
	(4) 男女共同参画に向けての意識づくり	「男女共同参画うみプラン」に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進します。また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。さらに、男女間の暴力をはじめとする男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。	まちづくり課 健康福祉課	B
	(5) 男女が共に生きる環境づくり	男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。また、情報提供や活動支援などを通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。さらに、町の審議会及び委員会や各種団体の女性の積極的登用に關する取組の支援を行い、女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。	まちづくり課	B
	(6) 自立した生き方づくりへの支援	家庭や地域社会の中で一人一人が自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。	まちづくり課	B
施策 8-2 行政経営の推進	(1) 計画的な行政の推進	総合計画に基づく政策・施策を計画的に実施するため、PDCAサイクルによるマネジメントにより進捗管理を行います。また、統一的な基準による財務書類を活用し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じて重要度や緊急性を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。	まちづくり課 財政課	B
	(2) 持続可能な財政基盤の確立	将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤を確立するため、本町の財政規模に見合った予算編成を行い、歳入・歳出の改革に取り組むとともに、国や県の補助金などの有効活用、新たな財源の確保、地方債残高の適正な管理を行うなど、弾力性のある財政運営を行います。	財政課	B
	(3) 効果的・効率的な財政運営の確保	新地方公会計に的確に対処し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じて重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。	財政課	A
	(4) 人材の育成	人材育成基本方針のもと、職員一人一人が持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。また、職員研修の充実を図り、プロ意識の自覚を促すとともに、職員個々の職務遂行能力の向上に努めます。また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を導入・運用し、職員の実績や努力に応えることでモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。	総務課	B
	(5) 公共建築物の維持管理・更新・統廃合	宇美町公共施設等総合管理計画で定めた4つの全体方針を達成するために策定する公共施設再配置計画に基づき、個々の公共建築物の更新・統廃合の時期を明らかにし、計画的に大規模改修による施設の長寿命化や統廃合を進めます。	管財課 学校教育課	A
	(6) 広域行政の推進	広域的な行政課題については、福岡都市圏17市町での連携をはじめ周辺市町と連携を強化し、効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組みます。	まちづくり課	A

Ⅲ 「主要な取組」ごとの達成 状況・達成度・課題等

1 基本目標① 共働による活力あるまち

施策 1-1 共働の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 町民参画の仕組みづくり</u> 町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員の一般公募、ワークショップ、共働提案事業制度などを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。</p>	<p>町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、共働事業提案制度により事業を募集し、共働のまちづくり推進委員会において審査の上、令和元年度2団体、令和2年度3団体、令和3年度2団体が採択された。</p> <p>また、令和3年度から令和4年度にかけて、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、停滞した地域活動や町民活動団体の活性化、町に元気をうみ出す事業」をテーマとして、行政提案型の共働事業提案制度の募集を行った。令和3年度は5団体が採択された。</p>	B	<p>より多くの町民活動団体が応募し、事業に取り組むよう広く周知を行う必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p><u>(2) 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援</u> 多様な町民団体、ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>町民ボランティア活動の健全な発展及び町民の自主的かつ自発的な活動の促進を図るため、情報と交流の拠点としてボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」の運営管理を行った。</p> <p>令和元年度 ボランティア講座、ボランティア体験プログラム、ボランティア交流会の開催。</p> <p>令和2年度・令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりボランティア体験プログラム、講座、交流会などのイベントは中止。</p> <p>ボランティア登録団体の活動や各種団体の活動について、広報うみと「ふみらぼ」公式 Facebook で情報発信を行った。</p> <p>令和2・3年度については、新型コロナウイルスの影響により、様々な町民活動が停滞せざるを得ない状況であったため、活動の支援等が十分にできなかった。</p>	C	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町民活動が停滞せざるを得ない状況となったが、今後はウィズコロナ・アフターコロナの視点を持って、創意工夫した活動が求められるため、行政として支援していく必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(3) 広報・広聴活動の充実</u> 広報うみやホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報うみやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体への広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。また、タイムリーな情報をより多くの人に提供するため、SNSを活用した情報発信の充実を図ります。</p>	<p>写真や図などの表現の幅を広げ、より内容が伝わる広報誌にすることを目的に、令和3年4月から広報うみを全ページカラーに変更した。 宇美町町民憲章の制定において、町民の皆さんの意見を取り入れることを目的に、宇美町の公式ホームページで町民憲章の素案の投票アンケートを実施した。 宇美町の情報をより多くの人に届け、町への理解を深めてもらうことを目的に利用している宇美町公式SNSは、令和元年度が376件（Facebook330件、Twitter46件）、令和2年度は301件（Facebook219件、Twitter82件）の情報を発信し、台風などの災害時に、積極的に情報を発信した。 町のPR資材として、令和2年度町制施行100周年記念宇美町町勢要覧を発行した。 (3,000部、本編44P資料編12P) 広報誌をより多くの方に見てもらうため、令和2年4月からポスティングによる全戸配布を開始した。</p>	<p>B</p>	<p>町民等へのお知らせ及び町民との情報共有のため、今後も広報誌面及びホームページ、公式SNSの掲載内容の充実を進めていく必要がある。 町民の方にタイムリーに情報を受け取ってもらえるよう、SNSを活用して情報発信していることを広く知ってもらうため、広報誌等で周知を行っていく必要がある。</p> <p>[総務課]</p>
<p><u>(4) 情報の共有</u> 町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るとともに、町の施策の方針を理解していただくため、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑で積極的な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。</p>	<p>宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑で積極的な情報公開と適切な個人情報保護を推進するべく、適切に対応した。 開示請求件数は、平成31年度16件、令和2年度20件であり、個人情報保護に係る開示請求について平成31年度1件、令和2年度3件、行政不服審査請求については平成31年度1件、令和2年度0件であった。</p>	<p>A</p>	<p>今後も宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑で積極的な情報公開と適切な個人情報保護を推進していく。令和5年に施行予定の改正個人情報保護法については、遅延なく町条例・内規等の改廃、整備等行う必要がある。</p> <p>[総務課]</p>

施策 1-2 地域コミュニティの活性化

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 自治意識の高揚 地域コミュニティの重要性や地域コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を積極的に行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動へ町民の参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。</p>	<p>自治意識の向上を図るため広報うみ、ホームページ及びまちづくり課Twitterで各小学校区コミュニティ運営協議会の活動の情報発信をした。</p> <p>自治会加入の促進のため、住民異動届を提出する際に窓口で転入者等に自治会加入促進のチラシを配布した。</p> <p>小学校区コミュニティ運営協議会や自治会に対し、県等が開催する地域コミュニティ活動、防災関連の研修会の情報提供を行い、研修への参加を支援した。</p> <p>令和2・3年度においては、新型コロナウイルスの影響により、地域コミュニティ活動が停滞せざるを得ない状況であったため、地域コミュニティ活動の活性化へつなぐことが難しかった。</p>	B	<p>新型コロナウイルスの影響により、停滞した地域コミュニティ活動の活性化につながるような取組を実施していく必要がある。</p> <p>また、地域コミュニティ活動への理解や自治意識の高揚のため、広報・啓発活動を行うとともに、地域における人材育成の支援を行う必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p>(2) 地域コミュニティの活性化支援 地域コミュニティと行政のつなぎ役として配置している地域づくりコーディネーターによる活動への支援を行います。安全で安心して暮らせる地域づくりに向けては、自主防災・防犯組織の育成、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援など様々な地域コミュニティ活動を支援します。</p>	<p>自治会の運営や町への申請書様式等を記載した自治会活動ハンドブックを作成し、自治会長及び小学校区コミュニティ運営協議会会長に配布した。</p> <p>地域コミュニティと行政のつなぎ役である地域づくりコーディネーターを配置し、関係機関と連携して各小学校区の現状に応じた活動支援を行った。(地域づくりコーディネーター配置：令和元年度1名、令和2・3年度2名)</p> <p>令和2・3年度については、新型コロナウイルスの影響により、地域コミュニティ活動が停滞せざるを得ない状況であったため、活動の支援等が十分にできなかった。</p>	B	<p>各小学校区コミュニティ運営協議会の活動にはばらつきがあり、活動充実のため支援を行っていく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域活動が停滞せざるを得ない状況となった。今後は、ウィズコロナ・アフターコロナの視点を持って創意工夫した地域活動が求められ、行政として支援していく必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p>(3) 地域コミュニティ施設の充実 町民のふれあいの場、活動の場として、既存施設の有効活用を進め、地域コミュニティ施設(活動拠点)の充実に努めます。</p>	<p>公共施設を活用し、各小学校区コミュニティ運営協議会の拠点として整備している。</p>	A	<p>地域コミュニティ施設の長期的な施設の在り方について検討をしていく必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>

2 基本目標② 安全に暮らせるまち

施策 2-1 防災対策の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1)総合的な防災体制の確立 避難路・避難場所の周知、計画的な防災訓練の実施、緊急時の情報通信体制の充実などの防災施設・設備の整備、河川・雨水調整池及びため池などの維持・補修、地域の商工業者の協力による食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄など、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を進めます。 また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。</p>	<p>河川水位計、ライブカメラ等の維持・補修、災害情報や避難情報など町民に周知する必要がある情報の伝達を円滑に行うため緊急対応業務を委託した。 災害により必要となる資機材等の整備や物資等の備蓄をした。 災害時における支援・協力体制を整備するため各関係機関において相互応援の協定を締結するとともに町内の商工業者との協定締結を進めている。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防災会議を書面開催とし、地域防災計画の軽微な見直しを行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大規模な防災訓練を実施することができなかった。</p>	B	<p>地域防災計画をはじめとする各計画等の見直しを図り、町民へ広く周知する。</p> <p style="text-align: right;">[危機管理課]</p>
<p>(2)地域での防災力の強化 土砂災害ハザードマップや防災ハンドブックなどによる啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加促進、地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。 地域での防災訓練</p>	<p>木造住宅の耐震化の啓発をし、令和元年度1件、2年度1件、令和3年度1件の補助を行った。 各小学校区コミュニティ運営協議会を中心とした防災会議等において、土砂災害ハザードマップや防災ハンドブックなどにより啓発・情報提供を図った。 令和3年度に土砂災害ハザードマップの改訂を行い、全戸配布を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合しての防災訓練などの実施が難しかったが、一部の地域では、実施することができた。 地域（コミュニティ）での防災訓練の実施回数は、令和元年度3回、令和2年度1回、令和3年度1回。</p>	B	<p>改訂したハザードマップを周知し、個々の防災意識を高める。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>の実施にあたっては、校区コミュニティを核として、行政と地域住民による共働により実施し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。</p>			<p>[危機管理課] [まちづくり課]</p>
<p><u>(3) 避難行動要支援者対策の充実</u> 関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定、地域での情報の共有など横断的な避難支援体制の確立を図ります。</p>	<p>毎年度、避難行動要支援者の受付を窓口で行った。 令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、新たな避難行動要支援者名簿登録対象者の範囲及び個別避難計画作成方法を協議し令和4年度の名簿更新、個別避難計画の策定に向け準備を進めているが、令和3年度末時点では名簿は未更新、個別計画は未策定である。</p>	D	<p>今後は、関係機関と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、対象者の把握をするとともに個別避難計画を各地域と情報を共有しながら策定し、避難支援体制を構築する必要がある。 [健康福祉課] [危機管理課]</p>
<p><u>(4) 消防団の活性化</u> 消防団の重要性に関する町民意識の啓発を図りながら、団員確保対策の強化や訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団の活性化を推進します。 また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、機能別消防団員の導入について検討を進めます。</p>	<p>毎月、「広報うみ」において消防団の活動等を掲載し消防団の重要性の町民意識の啓発を行っている。 令和2・3年度はコロナ禍により操法大会が中止となったが、毎年、実技訓練や座学による研修を行い消防団員の資質向上を行った。 団員確保については、広く勧誘や広報活動を行い、定数197名の目標達成に努めている。令和元年度161名、令和2年度151名、令和3年度158名の消防団員が地域防災等のため活動を行った。</p>	B	<p>今後とも、消防団の重要性等を町民に周知、啓発を図るとともに、消防団員確保の対策強化を行う必要がある。 [危機管理課]</p>

施策 2-2 交通安全・防犯の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 交通安全意識の高揚 交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。また、飲酒運転撲滅のPR、交通安全運動の展開などを通して町民の交通安全意識の高揚を図ります。</p>	<p>年1回各小学校において、粕屋警察署と連携して交通安全教室を実施した。 高齢者の交通安全教室については、令和元年度は4回、令和2年度はコロナ禍により中止となり、令和3年度は1回、地域からの要請により実施した。 交通安全協会宇美支部と連携し、毎年度、春夏秋冬の交通安全キャンペーンを実施し、町民の交通安全意識を高めた。 交通事故発生状況については、令和元年130件、令和2年90件、令和3年103件であった。</p>	A	<p>今後も引き続き、交通安全意識の高揚のため交通安全、飲酒運転撲滅等のPRを行い、さらに交通事故の発生を防止する必要がある。</p> <p>[危機管理課]</p>
<p>(2) 安全な道路環境の確保 県公安委員会に対する信号機・横断歩道など交通安全施設の設置要請、歩道、防護柵などの設置及び維持管理、道路線形改良の促進など道路環境の整備を計画的に進めます。 特に通学路の安全確保については、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づく安全点検・環境整備を行います。</p>	<p>令和元年度は、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づく町道大谷～山の神線道路改良工事を実施した。また、道路反射鏡の設置・取替等を9箇所実施したほか、町内各所において、区画線、ガードレールの設置及び路面カラー着色を実施した。 令和2年度は、町内各所において、警戒標識設置工事を実施したほか、区画線の設置、横断防止柵の改修、道路反射鏡・車止めの修繕を実施した。 令和3年度は、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づき町道炭焼～長谷線において、路面カラー着色を実施予定。また、町内各所において、横断防止柵の設置・改修、区画線の設置、道路反射鏡の設置・修繕を実施する予定。</p>	A	<p>今後も引き続き、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づく安全点検・環境整備を行うなど、安全な道路環境の確保に努めていく必要がある。</p> <p>[都市整備課] [学校教育課]</p>
<p>(3) 防犯意識の高揚 警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。 また、犯罪被害者などの支援のための体制整備を推進します。</p>	<p>年に数回、「広報うみ」に啓発のための掲載をした。 刑法犯罪認知件数については、令和元年132件、令和2年120件、令和3年143件であった。</p>	B	<p>今後も引き続き、防犯意識の高揚のため、警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、さらに刑法犯罪認知件数の発生を防止する必要がある。</p> <p>[危機管理課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(4) 防犯環境の充実 自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。 また、自治会との連携により、必要な箇所への防犯灯の整備(LED化)を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。</p>	<p>毎月1回、粕屋警察署少年補導員との連携により防犯パトロールを実施した。 各自治会での青パトによるパトロールの実施時間は、令和元年度は490時間、令和2年度はコロナ禍にも関わらず557時間、令和3年度は481時間(見込み)となっており、地域の防犯意識が高くなっていることがうかがえる。 防犯カメラ支援支援自販機による防犯カメラを令和2年度に7台設置した。 防犯灯については、自治会からの要望により、令和元年度は1基、令和2年度は13基の新設を行い、令和3年度は5基の新設を予定している。また、LED化については、令和元年度は246基、令和2年度は315基の取替を行い、令和3年度は約700基の取替を予定している。 校区コミュニティと連携して登下校中の児童生徒の見守りを実施している。 不審者の出没情報があった際には関係機関にFAXにて連絡するとともに、各学校から「学校安心メール」にて保護者等に随時メールを発信した。</p>	<p>A</p>	<p>今後も引き続き、自治会や校区コミュニティ、各関係機関と連携し、防犯活動の体制強化を図る必要がある。 また、自治会との連携により、防犯灯の整備(LED化)を進めていく必要がある。</p> <p>[危機管理課] [まちづくり課] [学校教育課] [都市整備課]</p>

施策 2-3 消費者施策の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 消費生活に関する情報の提供 関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立した消費者の育成を図ります。 また、最近被害の多い振り込め詐欺や不当・架空請求、家屋の点検・リフォーム商法などの情報について、広報うみやホームページなどを活用して積極的に提供します。</p>	<p>年に数回、詐欺被害等に関する情報を「広報うみ」に掲載し注意喚起を行っている。 毎月の広報誌配付にあわせ、消費生活問題についてのチラシを各自治体回覧を通してお知らせしている。 確定申告の来場者にパンフレットの配布など啓発活動を行っている。</p>	A	<p>今後も引き続き、各関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[危機管理課]</p>
<p>(2) 消費生活相談の実施 かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施します。また、宇美町消費生活相談窓口においても週1回、専門相談員による出張相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行います。</p>	<p>宇美町の相談件数は、令和元年度201件、令和2年度はコロナ禍により基本的には電話相談だったが200件あり、令和3年度は200件（見込み）となっており問題解決につながっている。相談件数も多いことから、町民への認知が進んだことがうかがえる。</p>	A	<p>今後も引き続き、「うみ広報」等で町民への周知を行い、かすや中南部広域消費生活センターによる消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[危機管理課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(3) 高齢者へのサポート 高齢者が被害にあわなかったためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携してサポートします。</p>	<p>地域の民生委員と連携して、高齢者が被害にあわなかったための出前講座を実施した。令和元年度は3件実施したが、令和2年度と3年度はコロナ禍のため実施できなかった。</p>	<p>B</p>	<p>令和2年度と3年度はコロナ禍のため実施できなかったが、今後は、民生委員と連携した出前講座を実施していく必要がある。</p> <p>[危機管理課]</p>
<p>(4) 消費者教育の推進 啓発活動や専門相談員による消費者講座を実施し、自立した消費者として合理的な判断ができるような取組を行っています。</p>	<p>地域の民生委員と連携して、高齢者が被害にあわなかったための出前講座を実施した。 令和元年度は小学校5・6年生、中学校全生徒へ消費者問題に関する資料（パンフレット、クリアファイル）を配布し、啓発活動を行った。令和2・3年度は実施していない。</p>	<p>B</p>	<p>まちづくり課と連携して地域に向けた啓発活動や学校教育課と連携して小・中学生に向けた啓発活動を実施していく必要がある。</p> <p>[危機管理課]</p>

3 基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

施策 3-1 地域福祉の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 福祉意識の高揚 広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施などを通じて、町民一人一人に高齢者や障がいのある人などに対する正しい知識の普及に努め、福祉意識の高揚とノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。</p>	<p>広報に手話単語コーナー及び障がい福祉サービス事業所のイベント開催等を掲載した。 手話奉仕員養成講座を実施し、5名の奉仕員を養成し、聴覚障がい者等の社会参加の促進を図った。 庁舎施設での障がい福祉施設の販売場所の支援を行い、窓口では、ヘルプマークやヘルプカードの普及・啓発に努めた。 認知症サポーター養成講座を実施し、令和元年度から令和3年度の累計で1,639人のサポーターを養成し、認知症になっても安心して地域で生活できる体制を構築した。また、福祉サポーター養成講座を実施し、令和元年度から令和3年度の累計で67人のサポーターを養成し、各地域で行われている介護予防教室運営に参画していただくことで、住民主体で高齢者を支援していく体制を構築した。</p>	<p>A</p>	<p>令和2年度に実施した総合福祉計画策定に係るアンケートにて、「障がい者への理解が深まっているか」という質問では、「深まったと感じる」が12.1%に対して、「深まっていないと感じる」が36.1%であったことや、「障がい者への差別や偏見を感じた経験」という質問では、40.9%方が「ある」と答えていることから、さらなる啓発が必要である。 「困り事を抱える人からの助けの求めがあった時に、前向きな対応をする意思がある」が78.5%と高いため、引き続き住民参加の意欲を高める仕掛けづくりを行っていく。 [健康福祉課]</p>
<p>(2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援 地域福祉を推進する社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会の活動充実、関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、社会福祉協議会、ボランティアセンターと連携を図り、福祉ボランティアの育成及びネッ</p>	<p>社会福祉協議会には、地域に密着した介護予防教室の開催等を通じて連携を図った。 また、民生委員には、活動費の支援や、事務補助を行うことで活動しやすい環境づくりに努め、関係団体の支援には、補助金交付、施設の確保、広報等の周知を行った。 ボランティアセンター「ふみらぼ」では、福祉ボランティア体験会を開催するなど、団体の周知や、新規参加者が参加しやすい環境をつくった。</p>	<p>A</p>	<p>社会福祉協議会の委託事業は、定期的な会議を持ち、事業内容の見直し等について、調整・確認を行っていく。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>トワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。</p>			<p>[健康福祉課]</p>
<p><u>(3) 高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進</u> 関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者や障がいのある人が住みよいまちづくりを総合的に推進します。</p>	<p>介護及び障がい福祉制度における住宅改修費の支給を行った。 各自治会での青パトによるパトロールの実施時間は、令和元年度は490時間、令和2年度はコロナ禍にも関わらず557時間、令和3年度は481時間(見込み)となっており、地域の防犯意識が高くなっていることがうかがえる。 防犯カメラ支援自販機による防犯カメラを令和2年度に7台設置した。 歩行者の安全を確保するため、令和元年度は、町道大谷～山の神線道路改良工事を実施し、水路の改良及び路面カラー着色を行った。令和3年度は、町道炭焼～長谷線において、路面カラー着色を実施予定。</p>	<p>B</p>	<p>高齢者、障がい者の状況にあった住宅改修が行われるように現場、書類の確認を行っていく。 今後も引き続き、自治会や校区コミュニティ、各関係機関と連携し、防犯活動の体制強化を図る必要がある。 今後も引き続き、安全点検・環境整備を行うなど、安全な道路環境の確保に努めていく必要がある。</p> <p>[健康福祉課] [危機管理課] [都市整備課]</p>
<p><u>(4) 福祉窓口の充実</u> 福祉サービスの利用や相談などが気軽に行えるように、窓口のわかり易さ、サービスの向上に更に努めます。</p>	<p>令和2年1月の庁舎のフロア改修と併せて、総合案内での聞き取り、発券機、仕切によるプライバシーの保護により、相談がしやすい環境を整備した。 改修後も窓口担当者会議にて、改善点等の協議を行った。</p>	<p>A</p>	<p>介護、障がい、医療の申請は、町民にとってわかりづらい制度があるが、手続きがスムーズにいくように住民課と連携しながら業務を行っていく。</p> <p>[健康福祉課]</p>

施策 3-2 高齢者福祉の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 高齢者支援体制の推進</u> 宇美町高齢者福祉計画及び福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情・要望への適切な対応など、総合的な推進体制の強化を図ります。 また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。</p>	<p>健康福祉課窓口、地域包括支援センター及び公共施設等で、福岡県介護保険広域連合発行「みんなで支える介護保険」及び町発行「高齢者便利帳」等を配布し、制度やサービスの周知、サービスの向上を図った。 また、地域包括支援センターを中心に、介護サービス、介護予防及び権利擁護などの様々な相談を受け付け、各関係機関へつないだ。</p>	<p>A</p>	<p>地域包括支援センター窓口対応は充実しているが、地域の潜在化している問題の把握が必要である。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課]</p>
<p><u>(2) 介護予防の推進</u> 加齢に伴って生じる心身の変化に起因する予防可能な疾病のリスクを早期に発見するため、介護予防対策者把握事業、総合相談事業、健診データなどを活用し、個々にあった予防事業を紹介します。また、校区コミュニティでの介護予防教室を全町的に実施し、介護予防の推進と社会参加の機会を提供します。</p>	<p>令和元年度には、小学校区ごとの校区コミュニティの高齢者を対象に運動や脳トレ、レクリエーション、健康教育や健康相談などを行う介護予防教室を、地域との共働により実施し全町的に推進することができた。しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を縮小せざるを得ない状況となった。 そのようなコロナ禍においても、令和3年度は、健診等でスクリーニングした生活機能の低下の恐れのある65歳以上の対象者に対し、健康運動指導士による継続した運動指導「いきいきコース」を開始し介護予防の推進を図った。</p>	<p>A</p>	<p>新型コロナウイルス感染症予防を徹底した校区コミュニティにおける介護予防教室の再開。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課] [まちづくり課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(3) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>① 在宅医療・介護連携の推進 医師会、歯科医師会などの関係団体、ケアマネジャーをはじめとする地域における多職種の連携を図り、適切な支援につなげます。</p> <p>② 認知症施策の推進 医師会、警察署などの関係団体・機関と連携して地域における連携システムの構築を図るなど、認知症の方の住み慣れた地域での生活を支援します。</p> <p>③ 地域ケア会議の実施・拡充 個別ケースを多職種で検討する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。</p> <p>④ 生活支援の充実・強化 地域ニーズと生活支援サービス提供事業者とのマッチングにより高齢者個人に「自立支援」の考え方に基づいた必要なサービスが提供されるよう、適切な支援をします。</p>	<p>① 多職種連携会議にて、実態及び課題を把握し、対応策を検討し、住民が医療機関や介護事業所を選択できるデータベース「さがすくん」及び退院支援等につなげる情報共通ツール「かすや地域多職種連携シート」を作成し活用している。</p> <p>② 実態把握により認知症の早期発見を行い、状況に応じて認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症医療センター、民生委員、認知症カフェや地域包括支援センター等につなげ支援を図った。</p> <p>③ 多職種で構成する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する課題を協議し、支援の充実を図った。</p> <p>④ 独居高齢者等の実態把握を実施し、適切に必要なサービスを提供した。</p>	<p>A</p>	<p>認知症支援の推進のため、認知症サポーター養成講座の対象を広げることや、認知症サポーターのスキルアップを図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(4) 生きがいづくりと社会参加の促進</u> 高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。 また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により活動の縮小はみられたが、宇美町シニアクラブ連合会及び各自治会シニアクラブの活動を支援し、学習・健康づくり・交流の場の提供に努めた。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数は減少したが、高齢者の健康増進、ふれあいの場として、宇美町立老人福祉センター「くすの杜」の運営を行った。</p>	C	<p>各自治会のシニアクラブの加入人数が減少していることから、各自治会シニアクラブに参加していない高齢者の活動内容や交流の場を把握し、高齢者が活動できる情報を高齢者自ら収集できる体制を構築していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課] [まちづくり課]</p>

施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 障がいのある人への支援の総合的推進</u> 宇美町障がい者基本計画、宇美町障がい者福祉計画及び宇美町障がい児福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービス、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、障がい福祉サービスの適切な提供を図ります。</p>	<p>居宅介護などの介護給付及び自立訓練などの訓練等給付の障がい福祉サービスについては、相談支援事業所の計画書類をもとに、適正に支給決定を行った。 地域生活支援事業については、自治体判断の任意事業にて、令和元年度に訪問入浴サービス、令和2年度に医療的ケア児等在宅レスパイト事業及び意思疎通支援事業における遠隔手話通訳事業を新たに開始した。</p>	A	<p>地域生活支援事業については、支給内容や対象者も自治体によって異なる部分があるので、近隣とのバランスを考慮しつつ、町民の希望に添えるよう見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(2) 広報・啓発活動などの推進</u> ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めます。</p>	<p>広報に手話単語コーナー及び障がい福祉サービス事業所のイベント開催等を掲載した。 手話奉仕員養成講座を実施し、5名の奉仕員を養成し、聴覚障がい者等の社会参加の促進を図った。 また、庁舎施設での障がい福祉施設の販売場所の支援を行い、窓口では、ヘルプマークやヘルプカードの普及・啓発に努めた。 小・中学校では「総合的な学習の時間」や「クラブ活動」等において、社会福祉協議会等関係団体との連携により、障がい者についての学習(体験等を含む)を行った。</p>	B	<p>令和2年度に実施した総合福祉計画策定に係るアンケートにて、「障がい者への理解が深まっているか」という質問では、「深まったと感じる」が12.1%に対して、「深まっていないと感じる」が36.1%であったことや、「障がい者への差別や偏見を感じた経験」という質問では、40.9%方が「ある」と答えていることから、さらなる啓発が必要である。</p> <p>[健康福祉課] [学校教育課]</p>
<p><u>(3) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進</u> 関係機関との連携のもと、就労相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。</p>	<p>一般就労の促進と就職後の定着支援を図るため、「就労移行支援事業所」、「障害者就業・生活支援センター」、「ハローワーク」との連携及び広報、ホームページでの周知を行った。 また、特別支援学校との卒業後就労の面談を行い、切れ目のない支援も行っている。 居住の場については、地域での生活を希望する障がいのある人が安心して生活できるように、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、グループホームの適切な支給決定を行うことで、居住の場や社会参加の機会を確保した。</p>	A	<p>今後も個人の就労相談が短期間で複数回あった場合でも、丁寧な支援を行っていく。</p> <p>[健康福祉課]</p>

施策 3-4 町民の健康づくりの推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 町民主体の健康づくりの推進</u> 町民一人一人が、自分の心身の状況を理解し、健康的な生活ができるように、正しい知識の普及や健康づくりの意識高揚を図ります。また、ライフステージに応じた、町民の主体的な健康づくりを支援します。</p>	<p>町民が自分の心身の状況を理解し健康的な生活を過ごすためには、健（検）診等を受診することが大切であることを理解してもらう取組を行った。</p> <p>取組内容としては、高齢者の通いの場（R1介護予防教室5小学校区×1回（月）、いきいきサロン）や各教室（R1スロージョギング教室5小学校区×5回）で健康教育を実施した。</p> <p>結果、生活習慣病等の正しい知識の普及につながり健康に対する意識向上のきっかけとなった。</p> <p>自治会や団体等の要請で実施する出前講座でのアンケート結果で、生活習慣病予防や重症化予防に対する意識が高まったとの意見が出た。</p> <p>令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種教室等の実施ができなかったが、交付金を利用したリーフレット（「今日からできる宇美町トレーニング 新しい生活様式×運動 うみトレ」）を全戸に配布し、コロナ禍においても取り組める健康づくりを推進した。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の感染を恐れ、健診受診を控える方がいたことから、感染防止対策を十分とった上で健（検）診受診率向上のための受診勧奨をする必要がある。集団健診をはじめスロージョギング教室や各種健康教育を地域コミュニティ単位で引き続き関係課と連携しながら実施するとともに、町民が主体的に健康づくりに取り組める支援も併せて行う。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課]</p>
<p><u>(2) 予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底</u> 予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図ります。また、健診データをもとに、適切な疾病予防ができるよう保健指導や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。</p>	<p>健診受診者は、令和元年度が2,276人（フレッシュ健診253人、国保1,452人、協会けんぽ（被）324人後期高齢者235人、生保12人）令和2年度が1,295人と約57%減で受診率向上は図れなかった。</p> <p>健診結果をもとに個別に保健指導を行っている「健診結果説明会」では、令和元年度は1,129人に対応した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため結果を郵送し、特定保健指導対象者のみ来所にて保健指導を行い、要指導者には電話にてフォローした。令和3年度は、「健診結果説明会」を行った3か月後に、必要な方に家庭訪問をして、生活習慣改善状況や受診状況を把握し、個に応じた保健指導を実施している。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、受診控えをしないようあらゆる機会に受診勧奨を行い健診受診率の向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(3) 母子保健の充実 子どもの成長、発達の原理を理解した上で、子どもの生活環境を作っていくことが将来の生活習慣病の予防につながることから、妊娠期からの健康診査・保健指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、乳幼児健康診査、訪問指導など各事業の一層の充実に努めます。</p>	<p>母子健康手帳の交付数は、令和元年度(238件)、令和2年度(261件)、令和3年度前期(124件)であり、全妊婦に健康診査の必要性を説明し、妊婦及び胎児の将来の生活習慣病予防のための保健指導を行った。</p> <p>乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)家庭数は、令和元年度(253件)、令和2年度(235件)であり、乳児の発育の確認と産婦の妊娠経過を振り返り、自身の体の傾向を知ること、早期からの健康づくり行動につなげられるよう、保健指導を行った。</p> <p>乳幼児健康診査(4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児)の受診率は、全健診で令和元年度(96.8%)、令和2年度(97.1%)であり、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、受診率を保つことができている。乳幼児健康診査では、乳幼児の生活リズムを保護者と一緒に振り返り、乳幼児の健やかな成長発達と併せて、将来の生活習慣病予防に向けた保健指導及び栄養指導を行った。</p> <p>少人数グループで行う、はじめまして赤ちゃん健診は新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度以降、中止している。</p> <p>平成31年1月に開設した子育て世代包括支援センターを中心に、母子保健事業と子育て支援事業の連携により、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援体制の充実に図ることができた。</p> <p>令和3年度から一般不妊治療費助成事業を開始し、不妊に悩む方の負担軽減を図っている。</p>	<p>A</p>	<p>乳幼児健康診査については、特に幼児期の保護者は仕事の都合などの理由で受診率100%が難しい状況であるため、未受診者への訪問に加え、保護者の同意を得た上で、在園している保育所等で実施される健康診査の結果を提供していただき乳幼児の状況把握に努める。また、子育てアプリ「うみにょん」で健診対象児の保護者へ個別のプッシュ通知を行う等して受診を促していく。</p> <p>令和2年度から中止しているはじめまして赤ちゃん健診は、乳幼児の健やかな成長発達のための保護者の学習の機会であり、また、育児仲間をつくる機会でもあるため、実施方法や実施時期等を見直し、事業の再開を検討する。</p> <p>[こどもみらい課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(4) 感染症の予防 感染症の罹患と重症化を予防するため、予防接種についての情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図ります。 また、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や危機管理体制の強化に努めます。</p>	<p>粕屋医師会、福岡県医師会と契約を締結し、広域で定期予防接種の実施体制を整えることで、定期予防接種の接種率の向上を図った。 令和2年10月から、ロタウイルスワクチンが定期予防接種に追加されており、移行措置の対象も含め対応した。乳幼児期の予防接種については、乳児家庭全戸訪問や、子育てアプリ「うみにょん」等において、周知している。 学童期においては、就学時（新入学児童）健康診断や夏休みなどの長期休暇の前等に未接種者向けに個別通知で勧奨を行った。 また、HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）については、国の通知により、令和2年度及び令和3年度にリーフレットを未接種者に配布し情報提供を行った。 令和元年度から、風しん抗体保有率が特に低い年齢層（昭和34年から昭和54年に生まれた男性）を対象者に無料で抗体検査と定期接種を受けられる環境を整え、感染症の罹患と重症化の予防を強化した。</p>	<p>A</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、定期予防接種が期間内にできなかったケースについて、国の通知に基づき宇美町では対応していくが、適応の対象について管内市町においても対応に違いがある状況である。宇美町外の医療機関でも、スムーズに対応していただけるように管内単位で統一できるように協議を行う。 HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）は、積極的勧奨を差し控えていたが、国の通知により、令和4年度から積極的勧奨を再開することになった。広報・SNSなどの活用と個別通知で周知を徹底する。 風しんの抗体検査と定期接種を無料で接種可能であることや高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種について、個別に勧奨通知を行い、接種率をさらに高めるよう推進する。 [こどもみらい課] [健康福祉課]</p>
<p>(5) 救急医療体制の整備 医師会や医療機関との連携・協力により、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めます。</p>	<p>粕屋医師会との契約を締結し、在宅外科医当番医制と入院治療を必要とする患者に対応する機関である2次救急の医療体制を整え、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めた。</p>	<p>A</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後も緊急医療の需要が見込まれるため、さらなる体制の充実に努める必要がある。 [健康福祉課]</p>

4 基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

施策 4-1 子育て支援の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 保育の量的拡大及び質の向上</u> 民間活力の導入をはじめ、保育施設の環境整備を進めます。 また、保育士の確保と職員の資質の向上に努め、保育内容の充実を図ります。</p>	<p>民間活力の導入として、令和2年度に町立貴船保育園を民営化し、現在令和4年度に向けて町立柳原保育園を民営化する手続きを進めている。 また、保育施設の環境整備では、現在宇美八幡宮保育園の建替えを実施中である。 保育所等の入所者数は、令和元年度は780名、令和2年度は781名、令和3年度は803名であった。 また、安心・安全な保育を行うため支援が必要な園児に対して、令和元年度24名(町立16名・私立8名)、令和2年度24名(町立12名・私立12名)、令和3年度24名(町立14名・私立10名)の加配保育士を配置した。</p>	B	<p>保育士の確保については、令和3年度までに十分な確保を行うことができなかったが、現行計画(後期実践計画)の計画期間内には、民営化の効果もあり達成できる見込みである。 次期計画(前期実践計画)の計画期間(令和5年度～令和8年度)においては、保育所のICT化(主にインターネットを活用した保育士の業務負担軽減のための支援)の推進を行い、さらなる保育内容の充実を行う必要がある。 また、貴船保育園及び、柳原保育園の園舎建替えを次期計画期間中に実施する予定である。 [こどもみらい課]</p>
<p><u>(2) 放課後児童クラブの充実</u> 放課後児童クラブ施設の環境整備を進めるとともに、町で定める基準を順守し、安定的な運営を行います。</p>	<p>5小学校敷地内に10クラブ、学校敷地外に1クラブを設置し運営を行っている。 放課後児童クラブ入所者数は、令和元年度は452名、令和2年度は480名、令和3年度は456名であった。 また、支援員の負担軽減のため、令和2年度に1名、令和3年度に2名の加配児童に対する支援員の増員を行った。</p>	B	<p>放課後児童クラブを利用希望している保護者のニーズに応えるため、桜原小学校内放課後児童クラブの入所児童数の増加に伴う待機児童対策が課題である。また、宇美東小学校内放課後児童クラブの児童1人当たりの専用区画面積の確保も必要である。 学校では、1人1台端末の持ち帰り学習が始まり、放課後児童クラブ施設にもWi-Fi環境の整備が課題である。また老朽化する施設の維持管理を継続して行っていくことが必要である。 [学校教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(3) 地域子育て支援事業の充実</u> 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、地域における子育てを支援します。 また、子育てに係る施設及び事業展開の拠点であるうみハピネスにおいて、相談支援体制の充実を図ります。</p>	<p>子育て支援センターは、令和元年度(211日、延べ6,292人)、令和2年度(208日、延べ2,013人)、令和3年度(231日(見込)、延べ2,500人(見込))の親子が利用した。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和2年3月から5月まで休館したが、緊急事態宣言解除後の6月からは、感染症対策を徹底した上で、予約制にて開館し、親子の交流の場の確保に努めた。 ファミリー・サポート・センター前期・後期講習会(計10回)を毎年開催し、令和元年度(延べ89人)、令和2年度(延べ45人)、令和3年度前期(延べ31人)が受講し、令和3年度の実会員総数は170人(見込)となった。 また、ファミリー・サポート・センターを利用しやすく、会員を増やす取組として、緊急時の仮会員証対応や、利用時の保険料の個人負担を廃止した。 平成31年1月に開設した子育て世代包括支援センターを中心に子育て支援センターやこども療育センターが連携し、相談支援体制の充実を図ることができた。</p>	<p>A</p>	<p>今後も新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるため、緊急度に合わせた感染症対策を行い、親子の支援を行う。 子育て支援センターやこども療育センターにおいて、子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座を開催するなど、相談体制の強化を図る。 令和4年度の子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっては、スタッフの確保や人材育成に努めるとともに、さらなる相談体制の強化を図る。</p> <p>[こどもみらい課]</p>
<p><u>(4) 子育て世帯に対する経済的支援</u> 児童手当・児童扶養手当・子ども医療費などの給付により、子育て世帯の経済的負担軽減と生活の安定を図ります。</p>	<p>住民課では、子育て世帯に対する経済的支援制度に関して、広報やホームページを活用し広く情報を提供するとともに、対象者へ通知を発送し周知を行った。 【子ども医療費】 (令和元年度) 延べ 50,522人 103,541,548円 (令和2年度) 延べ 38,318人 79,793,922円 (令和3年度見込) 延べ 41,979人 86,164,865円 【児童手当・特例給付】 (令和元年度) 延べ 62,472人 700,175,000円 (令和2年度) 延べ 61,997人 695,150,000円 (令和3年度見込) 延べ 61,643人 691,825,000円 【子育て世帯への臨時特別給付金給付事業】対象児童1人につき1万円 (令和2年度) 対象児童数5,634人 支総額56,340,000円</p>	<p>A</p>	<p>今後も、子育て世帯に対する経済的支援制度に関して、広報やホームページを活用し広く情報を提供するとともに、対象者へ通知を送付するなど周知を行う。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
	<p>【子育て世帯応援給付金給付事業】 対象児童1人につき5千円 (令和2年度) 対象児童数 6,324人 支給額 31,620,000円</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金給付事業】対象児童1人につき5万円 (令和3年度見込) 対象児童数 1,080人 支給額 54,000,000円</p> <p>こどもみらい課では、新型コロナウイルス感染症の影響で不安を抱えながら子どもの誕生を迎えられた特別定額給付金の対象外となる令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた世帯に経済的支援を行った。</p> <p>【子安のまち出産子育て応援給付金給付事業】対象児童1人につき10万円 (令和2年度) 対象児童数 255人 支給額 25,500,000円 (令和3年度) 対象児童数 3人 支給額 300,000円</p> <p>学校教育課では、学校教育法に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校給食費等の就学に必要な費用の一部を援助した。また、入学予定者に対して、新入学児童生徒学用品費を「入学準備金」として前倒し支給した。</p> <p>(令和元年度) 支給対象児童生徒数 〔就学援助(入学準備金を除く)〕 895人〔入学準備金〕149人 支給合計額 65,703,945円(内入学準備金 8,690,660円)</p> <p>(令和2年度) 支給対象児童生徒数 〔就学援助(入学準備金を除く)〕 914人〔入学準備金〕157人 支給合計額 59,728,854円(内入学準備金 8,083,400円)</p> <p>放課後児童クラブの利用料減免としては、令和元年度は全額減免(生活保護世帯)が1名、半額減免(非課税世帯)が64名、令和2年度は、全額減免(生活保護世帯)が2名、半額減免(非課税世帯)が52名、令和3年度は全額減免(生活保護世帯)が1名、半額減免(非課税世帯)が32名と減少している。</p>		<p>[住民課] [こどもみらい課] [学校教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(5) 子どもの最善の利益を守る環境づくり</u> 関係機関や団体などと連携し、児童虐待防止対策の充実を図ります。 また、保健師が実施する乳幼児全戸訪問にあわせて、養育支援員による訪問事業を行うなど、家庭での適切な養育の実施の確保に努めます。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会は3つの会議で構成されている。代表者会議においては、関係機関の代表が集まり宇美町の要保護児童対策地域協議会についての認識を統一し連携しやすい関係づくりに努めている。また、実務者会議においては、要保護児童対策地域協議会で進行管理を行っているケース等について、情報交換と支援方針を協議し支援していくことにより、虐待の再発、または養育状況の悪化を防止している。個別ケース会議については、各ケースの支援について直接関わる関係者が、支援計画について協議する。</p> <p>平成28年度から「養育支援訪問事業」を創設し、保健師が実施する乳幼児全戸訪問に同行し家庭に寄り添い必要な支援につなげていく取組を行った。また、訪問等の継続支援が必要な家庭も増加し、専門性の高い知識・技術を持った保育士が虐待リスクの高い家庭への介入を行った。令和元年度は訪問(530件)、電話・面談(186件)、令和2年度は訪問(515件)、電話・面談(201件)、令和3年度前期は、訪問(254件)、電話・面談(77件)を実施した。訪問・面談等で保護者の子育てに関する不安等に対応することにより、虐待の未然防止を図っている。</p> <p>「宇美町子ども・子育て支援条例」は、令和2年度に制定された。この条例は、宇美町の未来に欠かせない大切な存在である子どもたちのために制定されており、「子どもの権利を守る」ことや、「宇美町及び地域においての子ども・子育て支援の基本理念」等を示している。</p> <p>小学生と中学生向けの、リーフレットを作成した。このリーフレットには、条例の内容と併せて、子どもたち自らが自分を守る行動を取れるように、子どもたちが困ったり、悩みを抱えたときの相談先の機関と電話番号を掲載し、小・中学校全校生徒に配布した。</p> <p>令和3年度から「かすや虐待防止ネットワーク」が、粕屋管内1市7町と、所管する粕屋警察署、福岡・宗像児童相談所とで発足し、さらな</p>	<p>A</p>	<p>・過不足なく子育て支援を行うことにより、健やかな子どもの育ちと虐待予防に努める必要がある。また、事業化できていない、児童のショートステイ等子育て世代の負担を軽減する事業をニーズに合わせ導入する必要がある。</p> <p>令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点は必置となっている。現存する子育て世代包括支援センターとの役割の棲み分け等、連携・機能が強化できるように整備していく。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
	<p>る連携の強化を図っている。 令和3年8月に福岡県から、子どもに会えない状態が続く場合における安否確認のためのルール「福岡ルール」が示された。宇美町においては、母子保健事業の実施状況に合わせ、「宇美町版」として運用し、子どもと子どもを取り巻く家庭を見守る体制を整えている。</p>		<p>[こどもみらい課]</p>
<p>(6)子育て支援の人材育成 子育て支援ボランティアの育成や子育て支援サークルの活動を支援します。</p>	<p>令和元年度に子育て支援サポーター養成講座(3年に1回)を開催し、6回の講座で延べ93人(実人数20人)が受講し、10人に修了証を交付することができた。受講者の中から子育て支援事業に携わり活動へとつながっている。 子育て支援団体の育成支援を目的に令和元年度に特定非営利活動法人宇美こども子育てネット・う～みんなに運営補助金を交付した。その補助金を活用し、団体の独自の活動として、「こどもフェスタ」などのイベントが実施されている。 さらに、広く子育て支援団体の活動を支援するため、令和2年度に宇美町子育て支援団体等活動補助金交付要綱を制定したが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2・3年度に申請する団体がなかった。</p>	<p>B</p>	<p>講座を受講し修了証を交付しても、子育て支援事業への活動につながっていない方もいるため、今後は過去にサポーター養成講座を受講された方も含めて、子育て支援事業に携わっていただけるように働きかける。</p> <p>[こどもみらい課]</p>

施策 4-2 学校教育の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 生き抜く力の育成 学力の向上については、年3回の検証改善サイクルを実施することによって、各学校の学力向上プランの充実を図るとともに、子どもの主体的な学びを喚起する学習や自分の考えを他者に説明する力の育成に力点を置いた学習などの視点を重視して、授業改善を一層推進します。また、一人一人の課題に応じた少人数指導や補充学習、家庭学習の充実を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての実態把握に努め、よりきめ細やかで継続的な指導を行っていきます。</p> <p>さらに、基本的な学習及び生活習慣の育成「う・み・し・ぐ・さ」の徹底を図り、学力向上の基盤となる健やかな心と体の育成を図り、規範意識の高揚を目指すとともに、町立図書館との連携による学校図書室の機能充実を通して、本に親しむ習慣づくりを推進します。</p> <p>加えて、各教科や総合的な学習の時間などでの食に関する学習、学校給食を</p>	<p>確かな学力の育成については、学力向上推進担当者研修会の実施等を通して、学力向上プランの作成・活用による検証改善サイクルに基づく取組の推進が図られてきた。具体的には、授業づくり、学力層に応じた取組、非認知的能力の育成等について、各学校の実態や課題に合わせて行ってきたことにより、全国学力・学習状況調査や福岡県学力調査等では、令和元年度から令和3年度にかけて底上げが図られてきている。</p> <p>豊かな心の育成については、道徳教育・人権教育については、教育活動全体で取り組んできており、町制施行100周年記念号として作成を進めてきた副読本「わたしたちの宇美」の発行や「宇美町教育の日」の制定を通して、宇美に誇りを持つ子どもの育成を推進してきた。</p> <p>健やかな体の育成については、各学校が作成する体力向上プランに「一校一取組」を位置づけ、その取組を推進してきた。コロナ禍の中、食事を含む望ましい生活習慣や基本的な感染症対策等、自他の健康や安全についても指導の機会を設けてきた。</p>	<p>B</p>	<p>学力の向上については、主体的に学ぶ子どもの育成を現在も継続して推進している。また、新たな不登校を生まない取組を進めている。</p> <p>GIGAスクール構想により整備されたICT環境のさらなる効果的な活用の在り方について、今後も実践を積み重ねながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>コロナ禍の中、家庭や地域との関わる機会が少なくなっているため、状況に応じてその機会を増やしたり、新たな関わり方を見出したりしていく必要がある。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>通じた食生活の改善や栄養学習、家庭と連携した「弁当の日」の実施などを通じて、児童生徒の健全な心身と豊かな人間性を育みます。</p>			<p>[学校教育課]</p>
<p><u>(2) 学校運営への参画促進</u> コミュニティ・スクールを通して、地域のひと・もの・ことを積極的に授業に取り入れ、「保護者、地域が学校で活躍する場づくり」とともに「子どもが家庭、地域に貢献できる場づくり」を積極的に進めます。 また、それぞれの取組についての情報を積極的に発信します。</p>	<p>学校評価のシステムとして、開催の方法を工夫しながら、すべての学校が学校運営協議会の中で、年度当初に学校経営構想の承認を行い、年度終わりにその取組に対する評価を行った。その結果については学校改善に生かすとともに、学校だより等で発信した。 令和2年度において、感染症の感染拡大防止の観点から、各学校における地域集会やPTA総会等を集合形式で開催できなかったが、ホームページ等でコミュニティ・スクールの取組や学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を説明し、保護者や地域に対し共通理解を図った。また、子どもの見守りやゲストティーチャー等の活動については、継続して実施することができている。</p>	B	<p>連携・協働による取組に関するコロナ禍に対応した実施内容や方法の工夫改善を早急に進める必要がある。 [学校教育課]</p>
<p><u>(3) 教育環境の整備</u> 安全かつ快適な学校施設・設備を維持するため、計画的に施設の整備を図るとともに、児童生徒の学習意欲を高め、学習理解を促進できるようICT環境の充実を図ります。 また、適応指導教室や教育相談室と学校との連携を強め、教育相談や支援体制の効果的な運営を図るとともに、保護者と保育園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会が連携しながら、最適な就学の在り方について相談できる環境づくりを進め</p>	<p>学校施設、設備を安全かつ快適に維持するため、令和2年3月に小中学校長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に学校施設の改修を行った。 令和2年度では、文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想」の早期実現のため、校内通信ネットワーク(Wi-Fi)、1人1台端末や、各教室に50型テレビを設置し、ICT機器をより活用できるよう環境整備を行った。また、ICT利活用促進のため、ICT支援員を派遣し、教職員のスキルアップを図った。 不登校児童生徒に対する学校への復帰訓練を行う宇美町適応指導教室（くすのき教室）を継続して開設した。 教育相談室においては、相談員（臨床心理士）2人による面談・訓練・教職員へのコンサルテーション、研修を実施した。さらに、学校との連絡会を学期末に実施し、情報を共有し学校生活における改善を行った。 (令和2年度実績：相談件数延べ904件、対象児童生徒数92人)</p>	B	<p>長寿命化計画にのっとり、町の財政状況を見ながら、計画的に施設整備を行っていく必要がある。 ICTにおける環境整備は完了したが、今後は授業や学校行事等、様々な場面において活用が図られるよう、教職員のスキルアップ（研修等）向上の推進、また、活用の幅を広げるため、学習支援ソフト等の導入を検討する必要がある。 新たな不登校を生まない指導の充実による不登校児童生徒数の減少及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた具体的取組を実施する必要がある。 また、人材育成のために、若年教員研修対象者や講師に対しての研修を継続</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>ます。 さらに、教職員として必要な識見を獲得できる研修会の充実を進めるとともに、福岡教育大学との連携事業を推進して専門性に優れた講師を招請することで、教職員としての実践的指導力を高める研修の充実も進めていきます。</p>	<p>スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）を配置し、児童生徒が学校生活を送る上での困難となる事象を、学校・家庭・行政・福祉関係施設などと連携し、児童生徒を取り巻く環境を調整し不登校解消を目指した。（令和2年度実績：相談件数延べ176件、対象児童生徒数40人） 宇美町教育委員会・宇美町校長会が連携し「教頭研修会」、「教務担当主幹研修会」、「学力向上担当者研修会（小中連携授業改善研修会）」、「特別支援学級担当者研修会」、「司書教諭・学校司書合同研修会」、宇美町教育委員会独自の研修会として、「学校教育推進協議会」、「宇美町教育論文研修会」、「個別スキルアップ研修」、「新規採用者研修会」、「臨時的任用教職員研修会」を年間計画に位置づけ、運営した。 小中連携授業改善研修会での指導助言にあたっては、福岡教育大学との連携事業を活用し、福岡教育大学附属小・中学校の先生方を講師として招聘した。 福岡教育事務所と連携し、学校のニーズに応じた支援を行った。</p>		<p>的に行っていくことと、各学校におけるOJTを推奨し、各学校内での研修を充実させていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[学校教育課]</p>

施策 4-3 生涯学習の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1)生涯学習関連施設の充実</u> 生涯学習活動の拠点となる地域交流センター「うみ・みらい館」をはじめとした生涯学習関連施設において町民のニーズに応じた管理運営を行い施設の有効活用を図ります。</p>	<p>生涯学習活動の拠点となる地域交流センター「うみ・みらい館」、住民福祉センター、中央公民館、宇美町働く婦人の家「し〜ず・うみ」の定期的な施設の点検、維持管理、修繕等を適宜実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止と「新しい生活様式」への対応のため、「うみ・みらい館」、住民福祉センター、中央公民館に、換気効率を向上するための設備、遠隔講座用システムの構築、音響設備更新、Wi-Fi環境の整備等を行った。 生涯学習関連施設の有効活用を図るため、中央公民館で実施する講演会や講座に関連した本を図書館で紹介するなどの連携を図り、学びのコアゾーンとして一体的な学びにつなげた。</p>	A	<p>今後も、生涯学習関連施設の計画的な維持管理を行いつつ、社会情勢に応じた設備を整える必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[まちづくり課] [社会教育課]</p>
<p><u>(2)生涯学習プログラムの整備と提供</u> 町民の多様な学習ニーズの把握に努め、生涯学習関連講座などによる学習活動の場の充実を図るとともに、広報誌や町ホームページなどによる情報提供についても充実を図ります。</p>	<p>生涯学習に関する講座、講演情報を一覧化してホームページで情報提供するとともに、個別の講座情報等について、広報うみ、ホームページ及びSNSを活用して情報発信を行った。 学習活動の場の充実を図るため、令和元年度及び令和2年度には中央公民館講座として「いきいき講座」や「家庭教育講座」を実施した。 (「いきいき講座」令和元年度：8回、令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止・「家庭教育講座」令和元年度：8回、令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4回の実施) 令和3年度には、宇美町教育振興基本計画の「自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり」を受けて、公民館運営の基本目標を設定し、目標を達成するため3か年の計画を立て、評価改善していくこととした。その一環で「いきいき講座」と「家庭教育講座」を一つにし、多世代の方々に学んでいただく「ビビっとうみラボ」を実施した(年間10回計画)ほか、新たにコロナ禍において急速に需要が高まった情報機器を活用したスマートフォン講座を実施した(年間40回計画)ことで、多くの方々に学習活動の場の</p>	B	<p>現代的課題(ウィズコロナ・アフターコロナの視点を持った事業の実施、SDGsの推進)等を考慮しつつ、更なる学習の場の充実や受講者による自主講座の実施に向けた支援、人材発掘・活用を行っていく必要がある。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
	<p>充実を図ることができた。</p> <p>宇美町働く婦人の家「し～ず・うみ」を社会福祉協議会へ指定管理を行い、男女共同参画及び生涯学習に関する講座等を開催した。</p> <p>令和元年度 39 事業 参加延べ人数 9,197 名 令和2年度 21 事業 参加延べ人数 4,066 名 令和3年度 15 事業 参加延べ人数 600 名(実施予定)</p> <p>町職員による出前講座を実施した。 令和元年度 35 回、令和2年度 2 回、令和3年度 10 回見込</p> <p>令和2～3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画していた生涯学習関連講座の多くが中止せざるを得ない状況となった。</p>		<p>[まちづくり課] [社会教育課]</p>
<p><u>(3) 指導者の育成と団体などの活動支援</u></p> <p>様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努めます。</p>	<p>宇美町ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」では、ボランティアの人材育成及び活動支援のため、ボランティア講座、ボランティア体験プログラム、ボランティア交流会等の主催事業を実施した。</p> <p>これらの主催事業は、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止せざるを得ない状況となった。また、各団体の活動の停滞により、「ふみらぼ」を活用した個別の支援を十分に行うことができなかったが、コロナ禍での活動方法の課題とその解決に向けた取組について各団体と情報共有を行い、また個別の活動について、SNSによる情報発信を行った。</p> <p>スポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会、子ども会育成会連絡協議会、青年団等様々な活動分野の団体が主催する事業に対して運営支援や団体運営補助金の交付及び使用料の減免、施設の優先利用を実施することで円滑な事業運営につながった。</p> <p>令和2・3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大及び防止のため各団体のほとんどの事業が中止となった。</p> <p>令和3年度には、子ども会育成会連絡協議会との運営等についての協議やPTA連合協議会常任委員会へ出席など課題及び解決に向けた情報共有に努めた。</p>	<p>B</p>	<p>団体における課題や情報の共有の場を設け、課題解決や団体間による連携した取組等が行えるように支援する。</p> <p>令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ほとんどの事業が中止となり、各種団体の活動が停滞せざるを得ない状況となった。今後は、ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、創意工夫した団体活動が求められ、行政として支援していく必要がある。</p> <p>[まちづくり課] [社会教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(4) 学習成果の活用 町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・地域づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を発揮できる環境づくりに努めます。</p>	<p>町民一人一人の日頃の学習や活動の成果を発表する場として、生涯学習の拠点施設である町立図書館「うみ・みらい館」を中心として隣接する中央公民館、住民福祉センター、働く婦人の家「し〜ず・うみ」を会場とし、令和元年度、「第10回ふみの里まなびの森フェスタ」を開催した。</p> <p>会場では、青少年健全育成フィールド、こども体験ワークショップフィールド、図書館フィールドなど成果発表や体験の内容により分けし、全体として延べ5,894名が参加した。</p> <p>令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止とした。</p> <p>町民の学習活動を支援するため、読み聞かせや英語、手話など様々な知識や技能を持たれた方々に「学習支援者」として登録していただき、学校、保育園、地域等の要請に応じて派遣した。</p> <p>(R1：派遣延べ件数117件／派遣延べ人数278名・R2：派遣延べ件数12件／派遣延べ人数17名・R3：派遣延べ件数7件／派遣延べ人数17名9月末時点)</p> <p>また、令和2年度、令和3年度においては、事業自体を中止とせず、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた実施等について学習支援者や団体に対し指導を行ったことにより、学習の成果を発揮できる環境づくりに努めた。</p>	<p>B</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町民活動が停滞せざるを得ない状況となったが、今後はウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、創意工夫した活動が求められるため、行政として支援していく必要がある。</p> <p>より多くの方々の学習活動を支援できるようホームページやSNSによる広報活動を強化し、学習支援者の派遣を希望する団体や講師登録の増加を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[まちづくり課] [社会教育課]</p>

施策 4-4 青少年の健全育成

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 青少年の体験活動などの充実</u> 子どもたちに多様な体験活動や学習の場を提供することで、子どもの自主性・主体性・創造性の確立を図ります。</p>	<p>青少年の体験活動などの充実を図るため、子どもを対象とした中央公民館講座「チャレンジクラブ」の実施。(R1:16回/延べ526名・R2:5回/延べ75名・R3:4回/延べ68名) また、子どもたちが学校のグラウンドや体育館等に安全に安心して活動できる活動拠点(居場所)を設け、地域の人材を活用して週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を目的にする「いきいきのっこ子ども教室」の支援(R1:26回/延べ597名・R2:13回/延べ350名・R3:3回/延べ83人)のほか、毎年11月に開催している「ふみの里まなびの森フェスタ」において、関係団体と連携した「少年少女の主張大会」(R1:小中代表8名/観覧者139名・R2:中止・R3:小中代表8名/書面開催)や「子ども体験ワークショップ」(H31:延べ996名・R2:中止・R3:中止)を実施し、多様な体験活動や学習の場を提供した。</p>	B	<p>青少年の健全育成に係る体験活動事業の一つである子ども体験ワークショップ(ふみの里まなびの森フェスタ)について、同じ形態で10年以上開催しており、内容がマンネリ化してきているため、関係団体と内容の大幅な見直し等を含め、今後の方向性について協議を行っていく必要がある。また、少年少女の主張大会においては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた開催方法を検討する必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(2) 家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携した青少年健全育成</u> 青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携し、家庭や地域の教育力向上に努めるとともに、青少年関係団体の活動及び各種事業を支援し、自主的な活動が実践できる次代のリーダーの育成を推進します。また、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図るため、有害環境の浄化活動を促進します。</p>	<p>人と人とのコミュニケーションの原点であるあいさつを通じ、青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的に青少年関係団体と連携し「あいさつ・声かけ運動」を実施した。 また、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図るため、福岡県青少年育成条例に基づき、青少年の取り巻く有害環境の浄化を目的に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、警察官とともに町内コンビニ、カラオケ店、ゲームセンター、携帯電話事業所等に対し立入調査を実施し、条例の周知や指導を行った。</p>	A	<p>継続して立入調査等、関係団体と連携した事業を行い、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図る。 また、中央公民館講座等で福岡県青少年育成条例の周知を図っていき、家庭や地域の教育力向上に努めていく。</p> <p>[社会教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(3) 国際交流事業の推進</u> 国際交流事業を通じ、国際相互理解と国際友好親善の促進を図ります。 なお、本町においては、大野城築城に関する歴史的なつながりにより、昭和61(1986)年から大韓民国忠清南道扶餘教育支援庁との学生相互交流を行っており、この交流をさらに充実させ継続的に実施するとともに、交流の成果を次世代につなげていく活動を展開します。</p>	<p>宇美町教育委員会と扶餘教育支援庁は1986年を第1回として交流事業を進めてきたが、幾度となく日韓問題の理由から交流事業が中止となったことや近年参加者やホームステイ家庭が定員に満たない状況が続いていること、さらには新型コロナウイルス感染症による海外渡航の自粛要請などの状況を踏まえ交流事業を完結することとした。 これまで宇美町から少年の翼として610名の児童生徒を派遣し、また、韓国プヨから223名の受け入れを行い、相互の友情を深めながら国際視野を広め親善を図ることができた。</p>	A	<p>これまでの交流事業の実績等を踏まえ成果を検証し、次世代につなぐ国際交流事業の在り方について検討を行う必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(4) ふるさと・宇美町を愛する心の醸成</u> まちの将来を担う子どもたちが、自分たちの暮らす地域を深く知り、郷土愛を育むことができるよう、地域コミュニティや世代間のふれあいを重視し、地域と連携して青少年の育成を図ります。 学校教育で行われる社会科や生活科、総合的な学習の時間での郷土教育、毎年、新成人で組織される実行委員会により企画・運営される成人式、町制施行100周年記念事業など、青少年期から成人に至るまでの過程を通じて、ふるさと・宇美町を再認識し、愛する心を醸成する活動を展開します。</p>	<p>生活科や社会科の学習、総合的な学習の時間等に、副読本「わたしたちの宇美」の活用を推進するとともに、第6版(令和2年度版)として町制施行100周年記念号を令和2年4月1日に発行し、授業における活用を図った。 町内にある教育文化財についての教職員の理解を深めるために、「宇美町新規採用教職員・町赴任者対象教育文化財研修会」を実施した。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止。) ふるさと・宇美町を再認識し、愛する心を醸成する活動を展開するため、青年から成人になる新成人を対象にした成人式実行委員会を設置し、自分たちでつくりあげた成人式で仲間たちと郷土愛を育むことができるよう、企画・立案・運営支援を行った。 令和2年は、町制施行100周年として各種記念イベントを実施した。町内小・中学校の子ども達が「私の夢や未来の宇美町」について書いたカードなどをつけた風船のバルーンリリースを行ったり、下水道普及啓発ポスターコンクールやご当地ナンバープレートデザイン募集では、宇美町をアピールするデザインを募集</p>	A	<p>町制施行100周年記念事業を契機として、宇美町を深く知り、郷土愛を深める活動を継続的な取組として確立する必要がある。 今後も継続して、成人式実行委員会による、ふるさと・宇美町を再認識できるような企画・立案・運営の支援を行う必要がある。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
	<p>したりした。 商工会青年部が主催した「未来をえがけ、宇美っ子！100周年ウォールペインティング」には、123作品の応募があった。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業規模を縮小せざるを得なかった面もあるが、次の100年に向けた魅力あふれる宇美町を創造するための各種事業を町民参加で行うことができた。</p>		<p>[社会教育課] [学校教育課]</p>

施策 4-5 スポーツ活動の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 総合的なスポーツ活動の推進</u> 国のスポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画に基づいて、町のスポーツ推進計画を策定し、総合的なスポーツ活動を推進します。</p>	<p>宇美町スポーツ推進計画策定懇談会で検討(会議開催4回)を行い「宇美町スポーツ推進計画」を策定(令和3年3月策定)したことにより、今後の町のスポーツ推進の方向性を明確にした。</p>	A	<p>新たに策定した「宇美町スポーツ推進計画」に基づいた取組を実施するため、スポーツ推進審議会や各種団体と事業について協議を進めていく必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(2) スポーツを通じた健康づくりの推進</u> 町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を関係団体と連携して実施し、スポーツへの参加意欲を高め、町民の健康づくりを推進します。</p>	<p>令和元年度は、町民参加型のスポーツ大会(ソフトバレーボール、ソフトボール、卓球、軽スポーツ体験会)を宇美町スポーツ協会と共催で実施した(参加者総数1,401人)。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴い、町民参加型のスポーツ事業は実施できなかったが、スポーツ大会の見直しについて検討を行った。</p>	B	<p>新たに策定した「宇美町スポーツ推進計画」に基づいた取組を実施するため、スポーツ推進審議会や各種団体と事業について協議を行い、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図るため、各団体とのさらなる連携を図る必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(3) 社会体育及び学校施設の有効活用</u> 既存の社会体育施設などについて、老朽化の状況や利用ニーズに即した維持管理を計画的に進めていくとともに、有効活用に努めます。また、ストック適正化についての研究を進めます。</p>	<p>定期利用団体の施設利用の割り振りを適切に行うとともに、一般利用できる枠を確保し、限られた施設を有効的に利用できるよう調整を行った。また、利用者が楽しく安全にスポーツ活動ができるように計画的に施設の修繕等を行い、スポーツ活動の環境づくりに努めた。</p>	A	<p>町の公共施設再配置計画に基づき、老朽化している施設の適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(4)スポーツ関係団体の支援</u> スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などの支援に努めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図ります。 また、町民やスポーツ団体などのニーズを踏まえ、各団体における質の高い指導者の養成を支援します。</p>	<p>スポーツ外郭団体（宇美町スポーツ協会、宇美町スポーツ少年団）に対し、団体運営補助金の交付及び施設使用料の減免、施設の優先利用を実施することで、関係団体の運営が円滑に行えるように支援し、さらに、スポーツ大会の見直し等の協議を各団体と行った。また、総合型地域スポーツクラブNPO法人 ふみの里スポーツクラブに対し、支援等を行った。</p>	<p>A</p>	<p>町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ協会、スポーツ少年団、NPO法人ふみの里スポーツクラブ等の各事業が円滑に実施できるように支援を行うとともに、SNSによる情報発信を行い広報活動にも力を入れていく必要がある。また、町のスポーツ団体が連携し、各団体の情報共有を図り、新たなスポーツ推進のための仕組みづくりに取り組むとともに、町のスポーツ情報を一元化し、誰にでもわかりやすい情報提供環境を整える必要がある。 [社会教育課]</p>
<p><u>(5)スポーツ機会の充実</u> 国、県などからの情報を収集し、子どもから高齢者、障がいのある人など、多くの町民がスポーツに親しむきっかけとなる事業の充実を図ります。 子どものスポーツ活動については、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどと連携して地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、学校における運動部活動の指導体制を拡充するため、外部指導者の活用を関係団体と連携して実施していきます。</p>	<p>令和元年度は、スポーツ振興事業として、健康づくり地域交流フェスタ「アビスパ福岡とボール遊び」(参加者52人)や「市町村対抗福岡駅伝大会宇美町選手選考会」(参加者49人)を実施した。また、町制施行100周年記念事業として、「JAL presents スポーツ能力測定会 in 福岡」(参加者291人)を実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため中止となったが、コロナ禍でもスポーツの振興を図るため、新たな試みとして、ホームページやSNSによる情報発信を行った。 学校における部活動の外部指導者数は令和元年度9名に対し、令和2年度12名、令和3年度15名と増加しており、指導体制は拡充している。</p>	<p>B</p>	<p>スポーツ振興事業にかかわる様々な情報を収集し、障がいの有無にかかわらず、多世代の町民が誰でも気軽に参加できるようなスポーツ振興事業にさらに取り組む必要がある。また、国・県などから情報を収集し、スポーツを始めるきっかけとなるスポーツ振興事業の充実を図り、あらゆる年代層における運動能力の向上に努めるとともに、ホームページやSNSによる情報発信にさらに力を入れていく必要がある。 部活動の指導体制の更なる拡充に向け、外部指導者が個人で指導を行うのではなく、外部指導者の所属する関係団体との連携が必要である。 [社会教育課] [学校教育課]</p>

施策 4-6 芸術・文化活動の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 芸術・文化団体の活動促進</u> 文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。 また、広域で行われる芸術・文化行事を通じ、各種芸術・文化団体の交流促進に努めます。</p>	<p>町の広報誌やホームページ等を活用し、芸術・文化団体（文化協会等）の広報活動の支援を行うことで、芸術・文化の振興に努めた。新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、芸術・文化団体が例年どおりの活動を行うことができなかったが、新たな試みとして、コロナ禍でも芸術・文化活動の推進を行うことが可能なホームページやSNSによる情報発信を行った。</p>	B	<p>引き続き、広報活動等の支援を行うとともに、各種芸術・文化事業（町民文化のつどいなど）との連携について、参加者数の増加に向けた検討を行う必要がある。また、広報誌やホームページを活用した広報活動等の支援を行うとともに、芸術・文化団体（文化協会等）と町民文化のつどいなど各種芸術・文化事業との関わり方や運営方法を検討することで、芸術・文化団体への加入者数の増加に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(2) 芸術・文化の鑑賞発表機会の充実</u> 町の特色を生かした魅力ある芸術・文化活動を推進するため、「宇美町民文化のつどい」などの事業をはじめ多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。</p>	<p>令和元年度までは、例年通り3つの大きな事業である「宇美町民文化のつどい」・「福岡1ブロック芸術文化のつどい」・「糟屋地区美術展」が開催されてきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、「宇美町民文化のつどい」と「福岡1ブロック芸術文化のつどい」が開催されなかった。このため例年と比較し、芸術文化関係事業の参加者数は減少したが、新たな試みとして、これまであまり展示を行っていなかった場所（中央公民館ロビー・資料館・地域交流センター）での展示活動を推進し、新たな場所での鑑賞機会の充実に取り組んだ。 令和3年度は、展示活動を2回、体験学習5回を実施するとともに、「糟屋地区美術展（出品者28名）」と「福岡1ブロック芸術文化の集い（出演者3団体17名）」が開催され、活動発表と鑑賞の機会の充実に取り組んだ。</p>	B	<p>鑑賞機会（展示活動）の場をさらに広域に展開を図るとともに、ホームページやSNSによる情報発信の強化に向けた取組を行う。また、町民文化のつどいなどの各種芸術・文化事業について、芸術・文化団体への加入者数増加につながるような運営方法について検討していく必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>

施策 4-7 読書活動の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1)生涯学習を推進する図書資料の整備</u> 町民の学習ニーズに即応した図書資料の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努めます。</p>	<p>町民の生涯学習を推進する図書資料を整備するため、新刊図書の購入や地域・行政資料などの収集、雑誌スポンサー制度の継続的な働きかけに努めた。(令和元年度リクエスト1,523件、購入213冊、令和2年リクエスト990件、購入60冊) また、地域資料についても整備を進めた。(令和元年度2,099冊、令和2年度2,312冊) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年12月から電子図書館を開設、7,830点の電子書籍を整備し、新しい生活様式の中でいつでも、どこでも本を読むことができる環境を整えた。 令和3年度も継続して図書資料や地域資料、電子書籍の整備を進めていく。</p>	A	<p>図書資料の整備と刷新を継続するとともに新しく導入した電子図書館の周知、利用を促していく。</p> <p style="text-align: right;">[社会教育課]</p>
<p><u>(2)レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供</u> 「レファレンスサービス」や「課題解決サービス」の提供を促進するため、恒常的な職員のスキルアップを図ります。 また、地域交流センター全体のスペースを有効に活用した「滞在型図書館」の実現や生涯学習関連事業との連携を通じ、町民相互の情報交流を目指します。</p>	<p>職員研修を継続的に行い、利用者への情報提供や調査研究活動・調べる学習コンクールの支援に努め、パスファインダー「ウイルスについて調べてみよう」など3年間で12テーマ作成し、令和3年度末37テーマになった。 交流センターエントランスで企画展のワークショップを実施することができた。</p>	B	<p>レファレンスサービスや課題解決型サービスの充実のため、研修を通して選書等のスキルアップを図り、作成したパスファインダーの更新等を計画的に行う必要がある。 また、新しい生活様式を踏まえた町民相互の情報交流を目指すために「滞在型図書館」の在り方等を見直す予定である。</p> <p style="text-align: right;">[社会教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(3) 子ども読書活動の推進</u> 「第3次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら学校(園)・家庭・地域などが連携した子どもの読書活動を推進します。</p>	<p>令和2年3月に「第3次宇美町子ども読書活動推進計画～ふみの里うみっ子読書プラン～」を策定した。家庭での読書につなげるために「うちどく(家読)」コーナーを町立図書館に設置し、学校(園)・家庭・地域などに周知することで連携して子どもの読書活動を推進した。 令和2年度は4町立保育所と2認可保育所へ貸出図書セットの配本を継続して行い、新型コロナウイルス感染拡大で休校中の間は、新たに図書館貸出セット(50冊)を準備し学童保育所11箇所にて2回配本を行った。 学校と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて調べる学習コンクールや、小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成講座を実施した。講座で学んだことを活かし、小学生は読み聞かせを、中学生はビブリオバトルを実際に行い、各小・中学校に取組が広がった。 令和3年度も配本や学校と連携した取組を継続して実施した。</p>	<p>A</p>	<p>「宇美町子ども読書活動推進計画」を基軸に、学校・家庭・地域・行政の連携をさらに緊密にし、子ども読書活動の推進を図る必要がある。 団体貸出の配本先拡充など、町全体に子どもの読書活動を広げるための活動を行い、ホームページやフェイスブック等を活用して情報発信を行う。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(4) 読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進</u> 読書ボランティアの養成、活動支援を進めるとともに、図書館や学校、地域などで活動する読書ボランティアのネットワーク化を図り、共働した取組の実現を目指します。</p>	<p>年1回読書ボランティア団体連絡会議を開催しネットワークづくりを行い、令和3年度は、読書ボランティア団体連絡会議を年2回開催し、ボランティアの活動支援につなげるため、研修会「乳幼児の発達について」を行った。また、平成29年度から始まったボランティア団体リレーおはなし会は令和3年度まで継続して行うことができた。</p>	<p>A</p>	<p>図書館と読書ボランティアのネットワークだけでなく、読書ボランティア同士のネットワークの構築につながるよう連絡会議や養成講座等の内容を検討していく。また、将来読書ボランティア同士が連携・共働して行う事業を図書館として支援していく。</p> <p>[社会教育課]</p>

5 基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち

施策 5-1 商工業・サービス業の振興

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 魅力的な商業活動の促進</u> 商工会との連携のもと、地元業者に対する指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者の発掘など地元商店ならではの地域に密着したサービスを展開します。</p>	<p>中小企業等に対する各種支援制度等の相談の受け付け、情報提供、研修の実施などを商工会と連携して行った。</p> <p>国が提唱する「新しい生活様式」の実践例である「キャッシュレス決済」を促進し、町内経済の活性化を後押しすることを目的として、町内対象店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元事業の第1弾を令和3年9月に実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言を受け、休業や時短営業を余儀なくされた飲食店等への支援のため、令和4年1月から2月まで第2弾の事業を実施した。この事業を契機にキャッシュレス決済を導入する町内店舗が増加し、経営の近代化につながった。</p>	B	<p>町内事業者の事業継続、支援体制の強化を図るため、商工会との連携をさらに強化していく必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p><u>(2) 既存企業の経営基盤強化の促進</u> 商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の改善、経営基盤の強化を促進します。</p>	<p>中小企業等に対する各種支援制度等の相談の受け付け、情報提供、研修の実施などを商工会と連携して行った。</p> <p>令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、売上が減少した事業者への事業継続のため、重点的支援が必要な業種の把握、町独自支援制度の構築等において、商工会と協議を行い、制度運用時には協力して対象者への周知を行った。</p> <p>国や県等の関係機関や町独自の支援制度の情報を整理し、商工会と連携して、広く周知を図り、窓口での相談体制を整えた。</p>	A	<p>町内事業者の事業継続のため、商工会との連携をさらに強化していく必要がある。</p> <p>ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、社会情勢に即した支援制度の創設や研修内容について、商工会と協議検討を行う必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(3) <u>企業誘致の推進</u> 関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、優良企業などの立地を促進するとともに、産業の振興及び町内雇用の増加を図ります。誘致活動の展開に際しては、優遇制度や町有地の有効活用により推進します。</p>	<p>企業誘致制度（税の奨励措置等）について、福岡県が発行する「企業立地のご案内 福岡の魅力・優遇制度」や町ホームページに掲載し、制度案内を行ってきたが、令和元年度は1件、令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく不動産仲介業者等からの引き合いもなかったため、0件となった。</p>	<p>C</p>	<p>広大な町有地を所有しておらず、企業が求める面積要件に対応できない場合があり、法人や個人が所有する土地の提供に頼らざるを得ない現状である。用地提供者が対象となる税の奨励措置制度についても、広く周知することができる環境を整える必要がある。</p> <p>[管財課]</p>
<p>(4) <u>創業支援</u> 創業支援事業計画に基づき、商工会及び金融機関と連携した創業希望者に対する相談窓口を設置するとともに、創業塾を入り口に創業に必要な知識と関係機関の強みを活かした適切な創業支援を行います。</p>	<p>新規開業者発掘のため、宇美町、志免町、須恵町及び3町商工会で共働して、特定創業支援事業「起業塾」を開催した。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商工会における個別相談を実施)</p>	<p>B</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不要不急の外出自粛や事業者への休業要請等で全体的に社会活動が停滞せざるを得ない状況となっている。今後は、ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、事業継続が図れるよう、起業塾の講座内容についてより社会情勢に即したものとするべく、商工会や関係機関と連携を図る必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p>(5) <u>特産品開発</u> 農産物の6次産業化や観光、ふるさと応援寄附制度における返礼品などと連携した特産品の開発及び販売を促進します。</p>	<p>令和元年度から、第4回福岡よかどビジネスプランコンテストで大賞を受賞された町内事業者の商品を宇美町の魅力を伝える地域資源として、ふるさと応援寄附の返礼品に登録し、また、町イチ村イチ（東京）や町村フェア（天神中央公園）でのPR活動とコラボして商品の販売促進を図った。 また、返礼品登録事業者向けの研修会や意見交換会を開催し、新たな返礼品の掘り起こしを行った。</p>	<p>A</p>	<p>ふるさと応援寄附事業における町内事業者の新たな返礼品の掘り起こしや販売促進を強化することが課題である。 薬用作物「うみまちハーブ」を使用した商品開発、販路手法等について関係機関と協議検討を深める必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>

施策 5-2 農林業の振興

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 農業生産基盤の整備</u> 国、県などの補助事業を活用し、農業用施設の改修などを計画的に行います。また、防災機能強化のため、ため池などの点検・整備を計画的に行います。</p>	<p>令和元年度から令和2年度にかけて、地震時のため池が決壊する危険性の有無の調査を行った。(8箇所実施済) 平成28年度から令和2年度の5ヶ年計画で河川内の農業用施設の改修事業を行った。(1箇所実施) 令和2年度に災害時の避難資料となる「ため池ハザードマップ」を作成し、全戸配布を行った。 令和3年度は防災機能が低下しているため池の改修事業を行うために基本設計を実施する。(2箇所実施) また、ため池の防災機能を点検するために劣化状況の調査を行う。(15箇所実施)</p>	A	<p>町内にある21箇所のため池を年次計画に基づき防災機能を確認、機能低下がみられる箇所については計画的に改修していく必要がある。 また、将来的に利用されないため池については関係者と協議し廃止することも検討していく必要がある。</p> <p>[環境農林課]</p>
<p><u>(2) 担い手の育成・農地の保全</u> 認定農業者制度などの農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化などにより耕作できなくなった農地の利用集積を推進し、担い手の育成、農地の保全に努めます。</p>	<p>農業振興推進事業を活用し、地域の担い手である認定農業者や営農集団へ農業機械等の購入経費の負担軽減を行った。 (令和元年度：認定農業者1名、令和2年度：認定農業者1名、令和3年度：機械利用組合1組合) 耕作できなくなった農地を営農意欲のある農家へ利用集積した際、貸し手農家及び借り手農家へ助成金を支払い、農用地の確保と有効利用を促進した。 (令和元年度：貸し手2名、借り手6名、令和2年度：貸し手6名、借り手10名、令和3年度：貸し手5名、借り手10名)</p>	A	<p>今後、農業人口の減少や高齢化により耕作できなくなる農地の増加が予測され、担い手に負担が大きくなるため、負担を軽減するための事業を継続する必要がある。</p> <p>[環境農林課]</p>
<p><u>(3) 農業への理解促進及び地産地消の推進</u> 町民農園での農作物の栽培・収穫を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めます。 また、JAや小売店と連携した地元農産物の販売促進、家庭・学校・保育園における食育の取組と連携した地産地消を推進します。</p>	<p>宇美町では平成28年度から令和2年度の5ヶ年を一つの期間とした「宇美町食育・地産地消推進計画」を策定、令和3年度からは「第2次宇美町食育・地産地消推進計画」を策定し、さらなる食育・地産地消を推進する。食育や地産地消に関連した様々な課題を解決するための取組を関係各課と協力しながら実施している。 環境農林課では栽培から収穫までの作業体験が出来る町民農園2農園52区画を利用者へ貸し出している。また、地産地消の取組として宇美町「さんさん21」は保育園や小学校に給食材料として野菜を納品している。 こどもみらい課では保育園において、生産者とさつまいもの苗植えや収穫の体験を通して交流した。また、</p>	A	<p>より多くの町民へ農業への関心や理解をしていただけるように、現状の取組の見直しや拡大等を検討する必要がある。</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
	<p>地産地消の取組として「さんさん21」や「JA粕屋南部プラザ」より野菜の購入をした。</p> <p>学校教育課では小学校において、米づくりや野菜づくりを通して生産者との交流を行った。また、「さんさん21」より野菜を購入し、学校給食で提供した。</p>		<p>[環境農林課] [学校教育課] [こどもみらい課]</p>
<p>(4) 薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進</p> <p>付加価値の高い「薬用作物」を町の特産品として栽培し、農業所得向上や中山間地域の農業問題解消を図るとともに、学校や町内外の企業と連携し特産品を活用した商品化を広めることで地域の活性化を促進します。</p>	<p>令和元年度は薬用作物の種類を増やして「うみまちハーブ」と総称し町外のイベントでPRを行った。</p> <p>令和2年度は薬用作物の生産量拡大及び品質向上のため薬用作物生産部会で研修会を実施した。</p> <p>令和3年度は薬用作物の付加価値を高めるために無農薬・有機栽培への取組を行い「JASオーガニック認証」を受けた。今後はこの認証をブランド化していく。</p>	A	<p>宇美町の特産物「うみまちハーブ」を使った六次商品化を目指し地域の活性化につながるような取組を行う必要がある。</p> <p>[環境農林課]</p>
<p>(5) 計画的な森林施業の促進</p> <p>森林所有者の整備・保全意識の高揚、荒廃森林再生事業への合意形成を図りながら、計画的な森林整備を行うとともに、木材の利用促進を図ります。</p>	<p>健全な森林整備を行うことが山林の持つ防災機能を高めることにつながるため、森林所有者と協定を交わし、福岡県の補助金を活用して荒廃森林整備事業を実施した。(令和元年度 5.75ha、令和2年度 9.95ha、令和3年度 22.65ha)</p>	A	<p>森林所有者との協定が交わせない山林については、事業内容や必要性を理解してもらえるように継続して丁寧な説明を行う必要がある。</p> <p>[環境農林課]</p>
<p>(6) 森林への理解促進</p> <p>町民が木とふれあう機会を設け、森林への理解促進に努めます。</p>	<p>令和元年度は、ふみの里まなびの森フェスタで親子による丸太切大会を開催し景品として組立式の木製椅子キットやコースターを配布した。また、公共施設に木製ベンチ(6台)や木製パンフレットラック(6台)を設置した。100周年記念事業として出生届提出時に出生祝い品として木製スプーン(100個)を配布した。町内にある原田保育園、早見保育園を対象に木製の靴箱(計5基)を配布し園児に使用してもらっている。</p> <p>令和2年度は、コロナ禍によりふみの里まなびの森フェスタが中止となったためイベントは開催できなかった。前年度好評の100周年記念事業で配布した木製スプーンは令和2年度も250個作製を継続して実施した。</p>	A	<p>イベントの内容を見直してコロナ禍でも継続できる方法を検討する必要がある。</p> <p>[環境農林課]</p>

施策 5-3 観光の振興

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 観光・交流資源の充実・活用 既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図りながら、通年型の観光の確立を図ります。 また、一本松公園（昭和の森）を自然的資源に恵まれた魅力ある公園として利活用し、PR活動に努め、観光振興につなげます。</p>	<p>三郡山や井野山等、主な体験型観光メニューである登山ルート of 安全確保を図った。また、ホームページ等により通行止め箇所の周知を行った。 一本松公園の一本松側と猫石側のトイレの改修を行い、利用者への快適な環境の提供や景観美化に努め魅力ある公園としての整備を行った。 また、一本松公園に水源調査のための調査用井戸を利用した岩盤地下水の給水施設を設置し、その愛称を公募の上、「河原（ごうら）のしずく」と決定し、町内の事業者活等への活用を推奨し、商品化につなげた。 宇美町ホームページの観光情報サイトで一本松公園（昭和の森）の四季折々（桜、登山、紅葉等）の情報発信を行った。また、令和元年度からまちづくり課公式 Twitter を開設し、情報発信の手段を増やし、さらなるPR活動を図った。 今後の定住人口・交流人口を増加させるため、既存の観光資源等を活用しながら魅力あるまちづくりを行うためのたたき台として「宇美町中心市街地賑わいづくりに向けた提言」を平成31年3月に作成し、本提言のうち、イベント関連事業は、令和2年度に町制施行100周年記念事業として実施した。 駅前広場の利活用として、令和元年度及び令和3年度は、JR九州と連携して駅を起点に「JRウォーキング」を開催した。また、令和元年度は、商工会女性部により月1回程度「うみカフェ」が開催され、特に夏祭り、クリスマスマーケットは多くの来場者で賑わった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集客イベントは開催できなかったが、商工会による駅のイルミネーション飾りつけが行われた。令和3年度は、商工会女性部の行政提案型共働事業により「うみカフェ」、イルミネーションの飾りつけが行われた。</p>	<p>B</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの中止、不要不急の外出の自粛により社会全体の活動が停滞せざるを得ない状況となった。 今後は、ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、関係人口・交流人口を増加させるための創意工夫したPR活動を図る必要がある。 一本松公園における利用者のマナーが悪くゴミや炭などの放置が増えたため、その対応を図る必要がある。 JR宇美駅周辺は、路線バスの各系統の経由地であり、現状でも役場、医療機関、大規模商業施設、宇美八幡宮などの歴史・文化施設などがコンパクトに集まっている。現状の環境を活かして、「宇美町中心市街地賑わいづくりに向けた提言」を参考にしながら実現可能なものから、さらに利便性の高い、魅力ある中心市街地を形成するための具体的な施策の検討を行う必要がある。</p> <p>[まちづくり課] [都市整備課] [上下水道課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(2) 体験型観光の充実、エコツーリズムの推進</u> 自然環境や歴史・文化など、地域の資源を活用した体験型観光の充実に努めます。 また、地域ぐるみで自然環境や歴史・文化などの宇美町固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す「エコツーリズム」を推進します。</p>	<p>体験型観光として登山会などを開催した。 令和元年度 春／JR九州ウォーキング 夏／井野山 秋／三郡山 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。 令和3年度 春／JR九州ウォーキング 令和元年度、町制施行100周年を契機として、地域ぐるみで町の歴史や文化を学ぶことを目的として、宇美小学校区コミュニティ運営協議会が主催となり、歴史を学ぶ文化講演会が開催された。(令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。) 令和元年度は、自治会からの依頼を受け、自治公民館において出前歴史講座を開催した(4回)。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった。令和3年度は、コロナ禍で中止となった出前歴史講座も数多くあったが、自治会や小学校などで4回開催することができた。</p>	<p>C</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町のイベントの大半が中止せざるを得ない状況となった。 今後は、ワクチン接種の拡がりも見据え、ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、民間事業者、町民活動団体と連携して、体験型観光のメニューづくりを行い、充実化を図る必要がある。</p> <p>[まちづくり課] [社会教育課]</p>
<p><u>(3) 観光PR活動の推進</u> 観光パンフレットの作成や観光情報サイトの充実、マスメディアやSNSの活用などを通じ、本町の観光について積極的にPRし、認知度を高めます。 また、福岡都市圏や糟屋中南部地域などを範囲とした観光ルートづくりやPR活動の推進など、広域的な枠組みによる観光振興施策を推進します。</p>	<p>宇美町ホームページの観光情報サイトで観光地、登山コース、食事、体験などをテーマに情報を発信した。また、町制施行100周年を契機として、令和元年度から令和2年度にかけてマスメディア(KBC「ふるさとWish」やケーブルステーション福岡「つなGoGo」など)とタイアップして町のPRを行うなど町の関係人口・交流人口を増加する取組を実施した。 令和元年度 まちづくり課公式Twitter開設、登山道マップ(4,000部)作成。 関東地区宇美町町人会の設立、町イチ村イチ(東京)、町村フェア(天神中央公園)でのPR。 令和2年度 町PR動画作成、公式YouTubeアカウント開設、PRポスター作成。 令和3年度以降 町PR動画(第2弾)作成予定。 福岡都市圏、糟屋中南部地域と連携し、ドライブコースをテーマとした雑誌を毎年度発行した。 ふるさと応援寄附事業において、令和元年度、楽天とタイアップして、子育て支援施策に着目した町のPR動画を作成し、楽天サイト及び町のYouTubeで配信を行った。</p>	<p>A</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共施設の閉鎖、イベントの中止、不要不急の外出の自粛、事業者への休業要請で社会全体の活動が停滞せざるを得ない状況となった。 今後は、ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って、関係人口・交流人口を増加させるための創意工夫をし、PR活動を図る必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>

6 基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

施策 6-1 道路・交通網の充実

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 幹線道路ネットワークの形成</u> 本町と他の市町間を結ぶ広域幹線道路や、町内の移動を支える幹線道路で構成される幹線道路ネットワークの構築に向け、関係機関と連携しながら将来の財政的負担を踏まえ、未整備区間の整備を促進します。また、移動時間の定時制が図れ、さらなる利便性の向上につながるよう努めます。</p>	<p>都市計画道路志免宇美線道路整備事業2期工区は令和3年度で用地測量、橋梁設計、交差点協議が完了し、現在用地補償交渉を鋭意進めている。</p> <p>主要地方道筑紫野古賀線道路改良事業は、継続交渉中の用地買収と平行して残事業分の取付道路設計、交差点協議が完了したため、令和3年度は地権者説明会後用地補償交渉へ進めていく予定。</p>	B	<p>福岡県が事業主体となる主要地方道筑紫野古賀線道路改良事業と都市計画道路志免宇美線道路整備事業はどちらも用地交渉が難航し、計画的な事業進捗が困難となっている。特に都市計画道路志免宇美線道路整備事業は進捗が遅れ気味なため、福岡県との連携を強化し事業促進を図る。</p> <p>また、コロナ禍で活動に一定の制限があるものの道路建設促進期成会による積極的な要望活動を実施し、予算確保に努めていく。</p> <p>[都市整備課]</p>
<p><u>(2) 生活道路の利用環境の維持・向上</u> 生活道路については、地域の要望に応じた安全対策を実施します。特に通学路の安全性向上のため、危険箇所の改善や歩行空間の確保に努め、沿道環境や景観に配慮した安全で快適な道づくりを進めます。また、旧国鉄勝田線跡地を活用した緑道については、沿道に配置された憩いの場とともに適正に維持管理を行い良好な利用環境を維持します。</p>	<p>防災・安全交付金を活用して町道大谷～山の神線道路改良工事を実施し、通学路の安全を確保した。</p> <p>道路メンテナンス事業補助金を活用して柚の木橋、後川橋、黒橋（跨線橋）等の長寿命化修繕工事を実施し橋梁の延命化を図った。</p> <p>社会資本総合交付金や福岡県急傾斜地崩壊対策事業交付金を活用し、町道炭焼～新田原線の狭あい道路部の拡幅工事や急傾斜地崩壊対策工事を実施し危険箇所の改善に努めた。</p> <p>令和3年8月18日に発生したひばりが丘団地の大規模法面災害では迅速に応急工事を実施し、早期の片側交互通行が可能となった。</p> <p>緑道については、日常の巡回や自治会等からの報告に基づき、伐採や改修の措置を迅速に行い、適切な維持管理を実施することができた。</p>	A	<p>継続事業である町道炭焼～新田原線狭あい道路事業の用地取得や宇美町橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を実施するための予算確保が課題となっている。</p> <p>ひばりが丘団地の法面災害復旧工事を安全かつ迅速に実施し、1日でも早く全面開放を目指す必要がある。また、町内の同様な長大法面に対し定期的な点検、維持管理が必要となるため、そのための予算と人材確保が課題となる。</p> <p>緑道については、今後とも日常の巡回や自治会等からの報告に基づき、迅速な対応を行っていく。</p> <p>[都市整備課] [学校教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(3) 公共交通ネットワークの形成 町民の日常生活に不可欠なJRや西鉄バスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バス(ハピネス号)を運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。 また、JR宇美駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係事業者と連携してさらなる機能充実に向けて取り組みます。</p>	<p>福祉巡回バス「ハピネス号」(無償)の運行をバス会社に委託して定期運行することにより、町内における移動に際しての交通手段としての利便性を図った。 〔運行形態〕バス2台・1日4コース 〔運行時間〕月～金、日曜日の概ね8:30～18:30(約10時間) 〔現契約期間〕平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間) 【令和元年度】延べ利用者数63,314人、運行日数291日 【令和2年度】延べ利用者数44,825人、運行日数289日 現行の委託契約期間が令和3年度末をもって終了することに伴い、現在のハピネス号が抱える課題を解決するため、令和3年10月、地域交通会議を設置し、新たな地域交通の導入について協議検討を開始した。</p>	<p>B</p>	<p>現在のハピネス号は、便数が少なく、待ち時間が長いこと、高齢化率が比較的高く、利用者が多いエリアから町中心部までの乗車時間は約30分を要すること、バス停を設置できる場所が限られるため、利用者宅からバス停までの距離があること、利用者は固定されており、子育て世代等の幅広い世代に浸透していないことなど様々な多くの課題を抱えている。利用者は、年々減少の一途をたどっていることから新たな地域公共交通の導入を検討する必要がある。 [まちづくり課]</p>

施策 6-2 都市機能の立地誘導・集約

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 都市機能の立地誘導・集約化 中心市街地における魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、都市計画の変更なども視野に入れながら、各地域に応じた都市機能（保健・医療・福祉、教育、消費・金融、情報・娯楽・文化・スポーツ、交通・生活基盤など）の立地誘導・集約化を行います。</p>	<p>都市機能の集約のため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画区域内の用途無指定地域における土地利用の規制及び当該地域に地域地区（用途地区、特別用途地区、特定用途制限地域）を定めることについての検討を行い、地域地区の素案の作成及び有識者による懇談会まで終了している。 しかしながら、素案に係る関係者説明会はコロナ禍の影響により実施できなかった。</p>	C	<p>今後は、素案に係る関係者説明会を早期に実施する。その後、いただいた意見を反映した書類等を作成し、懇談会や都市計画審議会、また、公告・縦覧等の都市計画の法定手続きを行う。</p> <p>[都市整備課]</p>
<p>(2) 中心市街地の機能充実 JR 宇美駅周辺については、中心市街地として町の玄関口にふさわしい魅力ある空間にするため、さらなる都市・生活環境の整備を推進していくとともに、超高齢社会に配慮した安全で快適な歩行空間を構築していきます。</p>	<p>中心市街地の拠点であり町の玄関口にふさわしい魅力ある空間にするため、JR宇美駅前広場、駐輪場及びトイレの施設管理を行った。 令和3年度はバリアフリー化のため駅ホームの内方線工事を実施した。</p>	C	<p>今後も町の玄関口としての魅力を高めるため、施設の維持管理及び有効活用を図る必要がある。 トイレのバリアフリー化、使用されていない2階の駐輪場及び無人化した駅事務所の利活用等の課題解決に向けた調査研究や関係機関との協議が必要である。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p>(3) 住居表示整備事業の実施 未実施区域の住居表示整備を推進します。また、実施区域の定期的な表示板などの調査、修繕、台帳整備を実施します。</p>	<p>住居表示が未実施である井野地区、平成地区、辻荒木地区（一部）について、令和元年度から整備事業に着手した。しかしながら、令和2年度及び3年度は、コロナ禍の影響により、住居表示実施に伴う地域代表者との協議会（新町名の検討等）及び住民説明会の開催ができず、事業完了が遅れている。 すでに実施済みの区域については、毎年度、区域ごとに計画的に現況調査を実施し、破損している住居表示板の修繕や取替えを行った。また、役場備え付けの住居表示台帳について、開発などによる住宅等の新築に伴う更新作業も行った。</p>	C	<p>住居表示実施計画区域のうち、未実施区域である井野自治区域の全部、平成自治区域の全部及び辻荒木自治区域の一部について、地域代表者との協議会や住民説明会の開催を行い、完了に向け進める必要がある。 また、すでに住居表示実施済みの区域については、引き続き計画的に現況調査、表示板の修繕等を行う。</p> <p>[都市整備課]</p>

施策 6-3 上・下水道の整備

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 水道施設などの計画的な更新</u> 水道管路の老朽化に対応した計画的な更新と、水道施設の耐震化に努めます。</p>	<p>管路の更新、耐震化事業は、障子岳南三丁目、ひばりが丘団地などの配水管布設替工事を実施した。耐震管の採用により同時に耐震化を実施している。ガス事業者や下水道事業と共同で、計画的に実施している。</p>	A	<p>町の公共下水道整備とともに管路の更新を実施してきたことから、令和2年度末の更新率は、77.8%となっているが、今後も水の安定供給を継続していくためには、更新時期を迎える浄水場などの管路以外の施設の老朽化対策とともに耐震性が低い施設の耐震化を図る必要がある。 [上下水道課]</p>
<p><u>(2) 上下水道事業の健全運営</u> 上下水道事業の料金の適正化、事務事業の合理化、効率化や経費の節減などを進め、公営企業として事業の健全運営に努めます。</p>	<p>上水道事業、下水道事業ともに、経営の策定による収支計画の見直しや公営企業経営分析表の活用により、経営状況を確認し、経営の健全化に努めている。 令和2年度の決算では、上水道事業・下水道事業ともに、経常収支比率や経費回収率は100%を超え、累積欠損金もなく経営状況は、比較的健全といえる。今後も継続していくため収入の確保とともに、費用の削減・抑制を実施していく。 上水道事業では、福岡地区水道企業団からの受水を他市町へ融通することで、受水費の節減を実施した。下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づいた計画的な点検調査を実施し、清掃費用や修繕費の節減に努めている。</p>	B	<p>将来にわたって、持続可能な事業運営を行っていくため、今後の増加が見込まれる施設の更新需要に対応するため、対象施設の状態を詳細に把握し、アセットマネジメント計画の見直しを行う必要がある。また、将来的な人口減少による料金収入の減少も見込まれており、逡増性料金の見直しなど、料金負担の在り方の検討を行う必要がある。 ※アセットマネジメントとは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。 [上下水道課]</p>
<p><u>(3) 下水道整備の推進</u> 下水道計画区域内の未整備区域は、計画的な整備を実施します。 また、下水道整備済区域内は、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。</p>	<p>下水道事業計画に基づき普及拡大のための下水道整備工事を実施した。障子岳南三丁目、貴船五丁目などの下水道整備工事を実施し、供用開始区域を25.2ha拡大した。 令和2年度末の普及状況は、供用開始面積670.8ha、普及率88.2%、水洗化率94.7%になっている。</p>	A	<p>今後も普及拡大を進めていくために、汲み取りトイレが多い地域などの整備効果が高い地域を選択した年次計画を策定する必要がある。 [上下水道課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(4) 上下水道に対する意識の高揚 上下水道事業にかかわる啓発活動に努めます。</p>	<p>福岡都市圏の市町村と連携した水キャンペーンや流域下水道事業の関連町と共同で実施する下水道展により、上下水道に対する周知を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の流行から、令和2年度は、どちらも中止、令和3年度は、街頭啓発や多くの人が集まるイベントは中止となり、規模を縮小しての実施となった。 しかしながら、一本松公園に水源調査のための調査用井戸を利用した岩盤地下水の給水施設を設置し、その愛称を公募したことや町制施行100周年記念事業のマンホールカードの作成・配布事業及び下水道普及啓発ポスターコンクールを実施したことにより、上下水道の啓発に努めた。</p>	<p>B</p>	<p>今後も、イベント形式での実施は予想が出来ないため、大きなイベントのみではなくITを活用するなど、様々な啓発活動を検討し、実施していく必要がある。</p> <p>[上下水道課]</p>

7 基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

施策 7-1 循環型社会形成の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
(1) <u>ごみ収集・処理体制の充実</u> 広域的な処理体制のもと、安定的でかつ適正な廃棄物の処理体制と効率的な分別収集体制の充実に努めます。	町民の協力による、11品目の分別搬出によりの確な収集ができています。宇美町・志免町衛生施設組合の廃棄物中間処理施設の宇美志免リサイクルセンター「エコル」や須恵町外二ヶ町清掃施設組合のクリーンパーク「わかすぎ」において、適切な稼働により安定した廃棄物処理が行えている。 令和2年度の粗大ごみ搬入量は、前年比29%増(約195ト)となった。このことは、コロナ禍における在宅期間の増により各家庭からの不用品の搬出によるものと思われる。令和3年度も例年より増加傾向と思われる。令和2年度において、粗大ごみ等の処理費用は2町で約300万円増額となった。	A	分別不十分による違反ごみが搬出されるため、分別の周知徹底が必要である。また、安定した処理を継続していくため施設の適切な管理を継続して行う必要がある。 [環境農林課]
(2) <u>ごみ減量化・4R運動の推進</u> 広報・ホームページなどによる啓発活動を充実させ、町民と事業者、行政の三者による4R運動をはじめとする自主的なごみの減量化と資源循環型ライフスタイルの推進を目指します。	町民の不用品を「ゆずります」「ゆずってください」情報として、広報の「いきいきリサイクル」に掲載し、ごみ減量及び4R運動の推進を行った。 家庭用コンポスト容器購入助成を行い、コンポストによる生ごみ堆肥化を推進し、ごみの減量化及び循環型社会の取組として事業を行った。 令和元年度：13基 令和2年度：9基 令和3年度：15基(1月現在)	A	ごみの減量化については、生ごみの水切りの徹底など減量できる要素がまだあり、今後もごみの減量に関する情報提供が必要である。 循環型社会実現のため、4R運動の推進を広報・ホームページ等により、情報発信を継続して行う必要がある。 [環境農林課]
(3) <u>し尿の適正処理</u> し尿及び浄化槽汚泥については引き続き宇美町・志免町衛生施設組合において処理体系を確保し、適正に処理を行います。	宇美町・志免町衛生施設組合により適切に処理できている。 平成30年11月～令和元年10月：4,500kg 令和元年11月～令和2年10月：4,369kg 令和2年11月～令和3年9月：4,186kg	A	下水道の普及に伴い、し尿の収集量は年々減少しているが、収集量がゼロになることはないため、安定した処理を行うにあたって施設の整備及び的確な管理を継続して行っていく必要がある。 [環境農林課]

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(4)地球温暖化防止の推進</u> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、行政が自ら率先して公共施設の省資源・省エネルギー化に取組み、温室効果ガスの削減を推進するとともに、県の取組と連携した啓発活動などを通じて、町民や事業者などの自主的・積極的な取組を推進します。</p>	<p>宇美町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の電気使用量等の削減及び省エネ設備の導入を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めた。(温室効果ガス排出量：2013年度【基準年度】2,846(t-CO2)から2019年度は2,235(t-CO2)で約21%削減) 福岡県地球温暖化防止活動推進員(宇美町在住)による宇美町エコトークを隔月で広報へ掲載し、町民の皆さんに地球温暖化対策の必要性の啓発を行った。</p>	A	<p>今後も宇美町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設のさらなる温室効果ガス排出量の削減、広報等による地球温暖化対策の必要性の周知に努めるとともに、町民及び事業所の自主的・積極的な取組の促進を続けていく必要がある。</p> <p>[環境農林課]</p>

施策 7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1)自然環境の保全</u> 本町の豊かな自然環境を保全するとともに景観の保全にも配慮します。また、環境教育や関係団体と協力して実施する自然環境を守る取組などを通じて、意識の向上を図ります。</p>	<p>広報誌や町ホームページで、ごみの不法投棄禁止の啓発を行うとともに、パトロールを行った。 河川水質検査を年4回実施し、生活排水の監視を行うとともに、町ホームページで公表し、生活排水についての意識の高揚を図った。 良好な自然環境を保全していくため、福岡県環境部環境保全課や宗像・遠賀保健福祉環境事務所との連携により、対象施設への指導などを行った。 良好な自然環境を保全していくため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画区域内の用途無指定地域において特定用途制限地域を定めることについての検討を行い、地域地区の素案の作成及び有識者による懇談会まで終了した。しかしながら、素案に係る関係者説明会はコロナ禍の影響により実施できなかった。</p>	B	<p>宇美町環境基本条例に基づき、自然環境の保全を図る必要がある。 今後とも良好な自然環境を保全していくため、福岡県や関係機関と連携し、対象施設等に指導や協力依頼などを実施していく。 今後、特定用途制限地域に係る関係者説明会を早期に実施する。その後、いただいた意見を反映した書類等を作成し、懇談会や都市計画審議会、また、公告・縦覧等の都市計画の法定手続きを行う。</p> <p>[環境農林課] [都市整備課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(2) 身近な公園・緑地の維持管理</u> 地域の交流・憩いの場や子どもの遊び場を確保するため、公園・緑地にある遊具の維持管理及び水辺、樹木の保全管理に努めます。</p>	<p>年一回の遊具の法定点検及び日常の巡回や自治会等からの報告に基づき、危険度が高い遊具の使用禁止措置等を迅速に行い、適切な保全管理や改修等を実施することができた。</p> <p>【令和元年度】 ひばりが丘中央公園遊具(滑り台)更新、一本松公園(一本松側)トイレ改修。</p> <p>【令和2年度】 ひばりが丘西公園外6公園遊具(滑り台)更新、林崎公園複合遊具更新、一本松公園(猫石側)トイレ改修。</p> <p>【令和3年度】 法定点検結果に基づき、遊具等の改修を実施する予定。</p>	B	<p>今後も遊具の点検等による危険度判定を行いながら、計画的な遊具等の更新を図り、適切な保全管理に努める。</p> <p>[都市整備課]</p>
<p><u>(3) 一本松公園(昭和の森)の利活用</u> 自然的資源に恵まれた魅力ある公園として利活用します。また、PR活動に努め、観光振興につなげます。</p>	<p>一本松公園の一本松側と猫石側のトイレの改修を行い、利用者への快適な環境の提供や景観美化に努め魅力ある公園としての整備を行った。</p> <p>宇美町ホームページの観光情報サイトで一本松公園(昭和の森)の四季折々(桜、登山、紅葉等)の情報発信を行った。また、令和元年度からまちづくり課公式Twitterを開設し、情報発信の手段を増やし、さらなるPR活動を図った。</p>	A	<p>利用者のマナーが悪くゴミや炭などの放置が増えたため、その対応を図る必要がある。</p> <p>令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言下では、一本松公園が閉鎖となった。今後は、ウイズコロナ・アフターコロナの視点を持って公園が利活用されるようPR活動を図る必要がある。</p> <p>[都市整備課] [まちづくり課]</p>

施策 7-3 生活環境の保全・向上

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(1) 環境美化活動の促進</u> 美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業（ラブアースなど）や環境ボランティア活動を支援します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染予防のため令和2年度・令和3年度と6月の「町内一斉清掃 ラブ・アース」が実施できず、町内の除草作業が進まない状況であった。 しかしながら、新型コロナウイルス感染状況の動向を見て、地域のボランティアの方や各自治会での清掃活動により環境美化が保たれている状況である。 清掃・除草活動で出たごみについては通常通り、町で収集し最終処分場へ搬入、その後、廃棄物中間処理施設で適正処理を行った。</p>	B	<p>新型コロナウイルスの状況により活動が制限されるところがあるが、通常の状態に戻れば今まで通りの環境づくりが継続できると思われる。</p> <p>[環境農林課]</p>
<p><u>(2) 不法投棄の予防</u> 地域や警察署と連携し、町内パトロールの実施やモラル向上に向けての啓発活動を継続して実施します。</p>	<p>地域からの要望により、不法投棄が行われた箇所への不法投棄禁止看板の設置及び環境監視パトロールを業務委託により行い不法投棄の予防に努めた。また、不審な場所にはカメラを設置し監視活動を行っている。</p>	A	<p>不法投棄看板の設置や環境監視パトロールにより不法投棄の減少にはつながっているが、不法投棄「ゼロ」にはなっておらず、不法投棄をされない環境づくりが必要である。</p> <p>[環境農林課]</p>
<p><u>(3) 空き家対策の推進</u> 空き家の実態を的確に把握し、宇美町空家等対策協議会の意見を取り入れながら、所有者などへの意識啓発や適切な管理に関する助言・指導による適正管理の促進、空き家バンクなどを活用した利用促進を図ります。</p>	<p>各自治会から提供いただいた空き家の所在に関する情報や町職員が現地確認した空き家情報をもとに、町内の空き家全棟の実態調査を実施し現状把握に努めた。 また、空き家の管理不全の場合に発生する諸問題、それを防止するための手法等について、町ホームページに加え、宇美町の土地・建物所有者に対して送付する固定資産税納税通知書に啓發文書を同封することにより周知を図った。</p>	B	<p>今後の課題としてあげられるのが、建築年次が古く、老朽化した空き家への対応である。このような空き家は、倒壊等近隣住民へ不安を与えることが多く、また、所有者が亡くなって相続登記がされていないケースもあり、助言・指導の相手方を探すのに苦慮している状況である。そのような中でも、空き家対策に関する法律・条例にて適切に対処し、良好な生活環境の保全・向上に努めることが必要である。 また、今後、これ以上の管理不全の空き家を増やさない対策も大事であり、そのためには継続的な所有者に対する啓発の取組が必要となる。</p> <p>[都市整備課]</p>

施策 7-4 文化財の保存と活用

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1)文化財の保存 指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。 伝統民俗芸能などの無形文化財については、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。</p>	<p>指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるため、宇美町文化財専門委員会を開催し、町文化財の新規指定に関する調査研究などを行った。また、埋蔵文化財に関しては、埋蔵文化財事前審査や発掘調査等を継続して実施し、文化財の適正な保存に努めた。伝統民俗芸能などの無形文化財については、宇美神楽(県指定無形民俗文化財)の保存継承を図るため、宇美神楽保存会の運営支援を行った。</p>	A	<p>文化財の活用を図るためには、適切な文化財保存事業を行うことが必要不可欠であることから、これまでの取組を継続的に実施していく必要がある。また、平成28年度から令和2年度まで実施した「宇美町誌編さん事業」において収集した町に關係する重要な新資料の適切な保存について取り組んでいく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[社会教育課]</p>
<p>(2)文化財の活用 文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を実施し、町民の意識高揚を図ります。 また、歴史民俗資料館を拠点に文化財の情報を効果的に発信するとともに、資料館施設をふれあいの場、交流の場として活用します。 指定文化財について、関係機関・団体、県、関連自治体などとの連携により活用を図り、町民交流の促進、観光振興の推進に役立てます。</p>	<p>文化財の活用については、史跡ウォーキング事業(年1回)、地域への各種歴史講座(年5回程度)、学校への出前授業(年10回程度)などを実施し、文化財に対する町民の意識高揚を図った。 また、歴史民俗資料館については、資料館企画展(5回)、一般サークル団体による展示会を開催した。 指定文化財については、令和2年6月に、日本遺産「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」が拡充され、宇美町が「国特別史跡大野城跡」と「万葉集筑紫歌壇」の関連自治体としての追加となったことにより、関係機関・団体、県、関連自治体などと連携して日本遺産関係事業に取り組み、町民交流の促進、観光振興の推進を図った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、講座や出前授業などの中止や資料館の臨時休館などにより当初予定していた事業が実施できなかったが、新たな試みとして、ホームページやSNSによる情報発信を行い、新たなスタイルでの文化財活用事業に取り組んだ。</p>	A	<p>コロナ禍でも文化財の保存活用、資料館の来館者数増に向けて新たなスタイルで情報発信を行うことができ、新たな社会様式での文化財保存活用推進の一步を進むことができた。 今後も新たな事業の企画・立案を行い、幅広い世代に文化財愛護や郷土を愛する心を育むような意識向上を目指した事業に取り組む必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[社会教育課] [まちづくり課]</p>

8 基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 人権政策の総合的推進 「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権施策を総合的に推進します。</p>	<p>宇美町人権教育・啓発基本指針に基づき、人権施策の推進を行っていくため設置している宇美町人権教育推進協議会において、会議や研修会を重ねながら、委員自身の人権教育に対する意識啓発と知識向上を図ることができた。また、協議会の委員でもある人権擁護委員の取組事例を発表いただき、委員としての関わり方なども理解する場を持てたことは、本町の人権教育の推進につながった。</p> <p>さらには、令和3年度において新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染された方や医療従事者・エッセンシャルワーカー（人々の生活を支えるために必要不可欠な仕事に従事する方）、様々な理由によりワクチンを接種していない方などへの差別や偏見、SNSへの心ない書き込みなど「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意のもと宇美町人権教育推進協議会において「STOP！コロナ差別 ～今こそ、宇美町38,000人の思いやり♡～」の宣言が行われた。</p>	A	<p>宇美町人権教育・啓発基本指針について、性的少数者や新型コロナウイルス感染症問題など現状の課題等を含んだ見直しが必要と考えられる。また、人権教育推進協議会については、継続して委員の意識向上へつながらる情報及び場の提供を図っていくこととする。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p>(2) 人権教育・啓発推進体制の充実 宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携し、7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発、各種月間の取組など、人権が尊重される教育及び啓発の推進体制の充実を図ります。</p>	<p>7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発について、令和元年度は実施できたものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により中止となった。しかしながら、令和3年度については、様々な新型コロナウイルス感染防止対策を講じ実施することができた。また、12月の「人権週間」では、令和元年度は街頭啓発、令和2年度は啓発方法を検討し、町立中学校の生徒会役員数名と「宇美町子ども・子育て支援条例」を活用した座談会及び啓発物品の配架を行い、人権が尊重される教育及び啓発の推進を図ることができた。</p>	A	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、人権が尊重される教育及び啓発の推進を図っていく必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(3) 人権問題に関する相談体制の充実</u> 人権擁護委員、関係団体などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取組の充実を図ります。</p>	<p>人権擁護委員と連携し、きめ細かな相談ができるよう月2回の心配ごと相談及び特設人権相談所を開設した。協力することや感謝することの大切さを学ぶとともにやさしい思いやりの心を体得し、人権思想を育むことを目的として、小学生を対象として、花の種子を協力しながら育成する「人権の花運動」を実施した。 12月の「人権週間」においては、中学生の生徒会役員を1日人権擁護委員として委嘱し、中学生の人権意識の高揚を図るとともに広く町民に呼びかけるため街頭啓発を実施し、問題の早期解決や人権擁護の取組の充実を図った。</p>	A	<p>今後も、人権擁護委員、関係団体と連携し新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、きめ細かな相談活動ができる体制を考える必要がある。</p> <p>[社会教育課]</p>
<p><u>(4) 男女共同参画に向けての意識づくり</u> 「男女共同参画うみプラン」に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進します。 また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。 さらに、男女間の暴力をはじめとする男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>男女共同参画の啓発のため、男女共同参画講演会を開催した。 令和元年度 キャリアプランに関する講演 講師 福岡県男女共同参画センター「あすばる」センター長 神崎 智子 氏（参加者：109名） 令和2年度 仕事と子育ての両立に関する講演 講師 タレント「ハル」氏（参加者：73名） 令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。 令和元年度に原田小学校区コミュニティ運営協議会が主催した男女共同参画研修の開催を支援した。また、原田小学校区ふれあい祭りで啓発パネルの展示を行った。 令和元年度には、男女共同参画週間（6月23日から29日まで）に町立図書館で男女共同参画に関連する図書の特集コーナーを設置して啓発を図った。 同時期に広報、ホームページ、SNSにより男女共同参画に関する啓発を行った。 DV等相談体制に関する周知を広報、ホームページ、公共施設のトイレへの相談カードの設置により実施した。 糟屋地区で委託にて実施した「かすや地区女性ホットライン」では、専門家による電話相談等を実施した。（相談件数 令和元年度12件、令和2年度10件、令和3年度20件） 窓口で相談を受けた際は、県が作成したDV相談窓口のパンフレットを配付し、法テラス、配偶者暴力相談支援センター等の情報提供を行った。</p>	B	<p>令和元年度に原田小学校区単位で開催された研修会のように、身近な地域での男女共同参画の意識づくりを推進する必要がある。</p> <p>[まちづくり課] [健康福祉課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(5) 男女が共に生きる環境づくり</u> 男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。また、情報提供や活動支援などを通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。さらに、町の審議会及び委員会や各種団体の女性の積極的登用に関する取組の支援を行い、女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。</p>	<p>仕事と家庭生活の両立支援のための育児・介護休業制度等の周知については、国や県などの関係機関と連携してホームページでの情報発信や、公共施設にリーフレットを設置して行った。 町の審議会等への女性登用率は、令和元年度 22.0% 令和2年度 24.8% 令和3年度 28.1%と年々向上している。</p>	<p>B</p>	<p>仕事と家庭生活の両立支援のための育児・介護休業制度等の周知について、広報、ホームページ、SNS、リーフレット等広く実施に努める必要がある。 町の審議会等への女性登用率は目標値である令和5年3月末までに30%を目指して、各機関に向けたさらなる女性登用の推進を図る必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>
<p><u>(6) 自立した生き方づくりへの支援</u> 家庭や地域社会の中で一人一人が自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。</p>	<p>家庭や地域社会における自立、能力開発の視点に立った学習機会や情報提供の場として、宇美町働く婦人の家「し～ず・うみ」の運営を宇美町社会福祉協議会の指定管理により行った。 令和元年度 39事業 参加延べ人数 9,197名 令和2年度 21事業 参加延べ人数 4,066名 令和3年度 15事業 参加延べ人数 600名(実施予定) 国、県が主催する男女共同参画関連や自立・能力開発の視点にたった講座等についての情報発信を広報、ホームページ、SNSを活用して行った。</p>	<p>B</p>	<p>令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講座等の事業実施が困難な状況となった。今後は、感染防止対策を取って創意工夫して事業実施を行う必要がある。</p> <p>[まちづくり課]</p>

施策 8-2 行政経営の推進

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p>(1) 計画的な行政の推進 総合計画に基づく政策・施策を計画的に実施するため、PDCAサイクルによるマネジメントにより進捗管理を行います。 また、統一的な基準による財務書類を活用し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じて重要度や緊急性を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。</p>	<p>第6次総合計画及び総合戦略の施策についてPDCAサイクルによる進捗管理を実施し、結果を公表している。 総合戦略については、外部有識者（総合戦略推進懇談会）による意見聴取及び事業内容の見直しを毎年実施している。 統一的な基準による財務書類を活用し、財政状況の分析・公表を積極的に行い、毎年度の予算編成において事業の重点化・選別化を図る財政運営を行った。</p>	B	<p>第7次宇美町総合計画（計画期間 令和5年度から令和12年度まで）と第3期宇美町総合戦略を同時策定し、評価・検証方法の見直しを図る必要がある。 統一的な基準による財務書類の活用に関しては、引き続き財政状況の分析を行いながら、さらなる行政コストの見直し等を行っていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">[まちづくり課] [財政課]</p>
<p>(2) 持続可能な財政基盤の確立 将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤を確立するため、本町の財政規模に見合った予算編成を行い、歳入・歳出の改革に取り組むとともに、国や県の補助金などの有効活用、新たな財源の確保、地方債残高の適正な管理を行うなど、弾力性のある財政運営を行います。</p>	<p>平成29年3月に宇美町財政改革推進プランを策定し、財源不足の解消を図るとともに、財政調整基金の取崩しに依存しない財政運営を実現するため、サマーレビュー（次年度予算編成前に事務事業の見直しを行い削減すること）を実施し、歳入・歳出の改革に取り組んだ。 財政調整基金を、平成29年度14億5千万円、平成30年度14億5,400万円、平成31年度14億6,800万円、令和2年度15億4,300万円とすることができ、毎年度扶助費等で増額していく標準財政規模に対し、20%程度の緊急財政出動への備えを確保できた。 財源の確保については、平成30年度の現年度分目標収納率を98.4%と設定しており、平成30年度98.82%、平成31年度98.61%、令和2年度98.68%となり、すべての年度で目標を上回った。 収入済額は、平成28年度以降、上昇傾向にあり、平成28年度から令和2年度の増減率は6.7%、令和2年度の収入済額は過去最高額の約37億7千万円となった。 また、滞納繰越額は減少傾向にあり、平成28年度から令和2年度の増減率は△15.8%となった。</p>	B	<p>高齢人口の増加に伴う社会保障の充実及び医療費の増加等による扶助費の増加、老朽化が進行している公共施設等の維持改修に必要な財源確保が課題である中、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和2年度決算において95.7%と設定目標である92.0%以下に及ばず、さらなる事業の見直しや町税の収納率の向上などの財源確保が必要である。 町税の収納率を向上させ、安定的かつ健全な行財政計画を実施するためには、電話督促や催告、納税相談等、納税につなげる取組を継続的に実施し、県税事務所との合同捜索や差押を執行するための収納体制の強化及び維持が必要である。</p> <p style="text-align: right;">[財政課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(3) 効果的・効率的な財政運営の確保</u> 新地方公会計に的確に対処し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。</p>	<p>新地方公会計に的確に対処し、財政状況の分析を毎年実施し、ホームページで公表を行った。財政状況の分析を行うことで、資産の状況や行政コストの状況、負債の状況、受益者負担の状況を年度毎に類似団体と比較が可能となり、当町の問題や改善すべき点をより明確にすることができた。 分析の中で特に当町の公共施設の多くが30～40年を経過しており、類似団体と比較しても有形固定資産減価償却率は高い水準であるため、毎年度の予算編成において事業の重点化・選別化を図る財政運営を行いながら、庁舎をはじめ小・中学校校舎・体育館等の改修事業を行った。</p>	A	<p>今後の人口減少に伴い、町税収入の大幅な伸びは期待できない状況の中、引き続き財政状況の分析を行いながら、さらなる行政コストの見直しや公共施設の更新、統廃合等を行っていく必要がある。</p> <p>[財政課]</p>
<p><u>(4) 人材の育成</u> 人材育成基本方針のもと、職員一人一人が持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。また、職員研修の充実を図り、プロ意識の自覚を促すとともに、職員個々の職務遂行能力の向上に努めます。 また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を導入・運用し、職員の実績や努力に応えることでモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。</p>	<p>人権研修、情報セキュリティ研修、庁舎内研修は毎年実施することを基本とするが、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施を断念せざるを得なかった。 人事評価制度については人材育成の観点から平成28年度より本格的に導入している。半年ごとの目標設定、業績評価の定着を図ってきたが、時間的制約が職員の負担感増大につながり、評価者側の認識の違いや点数のばらつき、研修体制の不十分な面も否めず、昇給昇格への反映に至らなかった。そのため令和3年度より新人事評価制度を導入し、外部研修を導入しながら制度の熟成を図っていく。 人材育成基本方針については令和4年度を目途に改訂作業を進めている。令和3年度は職員アンケート及び町民アンケートを実施し、現状分析を行った。</p>	B	<p>研修については、広く職員全体を対象とする研修と階層別(役職別)研修のどちらを重視するかという課題があるものの、現状は、予算の問題もあり、階層別(役職別)については、福岡県市町村職員研修所への派遣研修(個別)による対応としている。今後は、Web研修やZoom会議に積極的に参加させるとともに、階層別研修については福岡県市町村職員研修所への派遣研修のみならず、予算措置した上でのスキルアップ研修の参加を可能にするなど、研修予算獲得に向けて検討を進める。また人材育成基本方針の改定を令和4年度に行うために職員アンケートを参考に進めていく。</p> <p>[総務課]</p>

主要な取組	達成状況 (令和元年度～令和3年度)	達成度	残された課題・今後必要な取組
<p><u>(5) 公共建築物の維持管理・更新・統廃合</u> 宇美町公共施設等総合管理計画で定めた4つの全体方針を達成するために策定する公共施設再配置計画に基づき、個々の公共建築物の更新・統廃合の時期を明らかにし、計画的に大規模改修による施設の長寿命化や統廃合を進めます。</p>	<p>公共施設再配置計画に基づき、令和2年4月に貴船保育園の民営化を行った。柳原保育園については令和4年4月の民営化に向け計画どおりに進んでいる。 長寿命化については、令和2年3月に小中学校長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に学校及び各施設の改修を実施している。</p>	<p>A</p>	<p>公共建築物の統廃合については、施設再編の主要施設となる学校において法律の改正により小学校の学級編制が今後40人学級から35人学級となることに加え、特別支援学級数が増加傾向にあり、本計画で見込んでいた空き教室を利用した施設の再編や機能移転にも影響が出てくる。 今後、アフターコロナの社会情勢も踏まえ、計画を見直していく必要がある。 [管財課] [学校教育課]</p>
<p><u>(6) 広域行政の推進</u> 広域的な行政課題については、福岡都市圏17市町での連携をはじめ周辺市町と連携を強化し、効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組めます。</p>	<p>福岡都市圏17市町の定期的会議（課長会、係長会）にて、共通課題の解決のため協議・検討を行った。また、基金を活用した事業を実施した。 令和元年度 冊子「ファミリードライブ in かすや」発行（家族で楽しめるお出かけスポットを紹介する情報誌を民間情報会社との共同で発行）。 令和2年度 「シティ情報ふくおか12月号」及び別冊版「美味しいかすや」発行。 令和3年度 「シティ情報ふくおか」に粕屋地区のドライブコース、飲食店の特集を掲載。</p>	<p>A</p>	<p>今後とも広域的な行政課題の解決に向けて、福岡都市圏及び周辺市町と連携を強化して行政運営を図る必要がある。 [まちづくり課]</p>

IV 現行計画成果指標点検表

基本目標	施策	現行計画（後期実践計画）で設定した成果指標			達成状況		担当課
		指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)	直近の 測定値	測定 年度	
基本目標① 共働による 活力あるま ち	施策 1-1 共働の推進	町民意識調査において 「地域コミュニティ活 動・ボランティア活動 に現在参加しており、 今後も参加したい」と 回答した町民の割合	15.7%	20.7%	14.0%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 1-2 地域コミュ ニティの活 性化						
基本目標② 安全に暮ら せるまち	施策 2-1 防災対策の 充実	安全に暮らせるまち だと思ふ町民の割合	—	50.0%	72.9%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 2-2 交通安全・ 防犯の充実	災害時の避難路・ 避難場所を知って いる町民の割合	75.6%	90.0%以上	83.1%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 2-3 消費者施策 の充実	交通事故発生件数 (の減少)	155 件	150 件以下	90 件	R 2	危機管理課
		刑法犯罪認知件数 (の減少)	180 件	160 件以下	120 件	R 2	危機管理課
基本目標③ 人にやさし く、健やか に暮らせる まち	施策 3-1 地域福祉の充実	「地域福祉の充 実」施策に満足し ている町民の割合	20.0%	25.0%	23.5%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 3-2 高齢者福祉の充実						
	施策 3-3 障がいのある人 の福祉の充実	「高齢者福祉の充 実」施策に満足し ている町民の割合	20.0%	25.0%	21.4%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 3-4 町民の健康づく りの推進	「障がいのある人 の福祉の充実」施 策に満足している 町民の割合	15.7%	20.7%	15.8%	R 3	町民意識調査 結果より
		学童期における高 血糖児の割合	29.5% (2016)	15.0%	23.2% (2019)	H31	こどもみらい 課
		健診で高血糖が発 見され、治療を開 始した町民の割合	37.2% (2016)	62.0%	24%	R 2	健康福祉課
基本目標④ 次代の担い 手を育み、 自己実現を 進めるまち	施策 4-1 子育て支援の充実	「子育て支援の充 実」施策に満足し ている町民の割合	16.3%	21.3%	22.9%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 4-2 学校教育の充実						
	施策 4-3 生涯学習の推進	「将来の夢や目標 を持っている」児 童生徒の割合（「当 てはまる」「どちら かといえば当ては まる」の合計）	小学生 88.6% 中学生 74.3%	県平均値 以上	小学生 町 83.8% 県 80.4% 中学生 町 65.4% 県 68.6%	R 3	学校教育課
	施策 4-4 青少年の健 全育成 施策 4-5 スポーツ活 動の推進 施策 4-6 芸術・文化 活動の推進 施策 4-7 読書活動の推進	生涯学習活動（趣 味や文化・スポー ツなど）をした町 民の割合（「ほぼ毎 日」～「月に数回 程度」の合計）	25.2%	40.0%	29.1%	R 3	町民意識調査 結果より

基本目標	施策	現行計画（後期実践計画）で設定した成果指標			達成状況		担当課
		指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)	直近の 測定値	測定 年度	
基本目標⑤ 産業の振興 で活気を生 むまち	施策 5-1 商工業・サ ービス業の 振興	新規開業件数	30 件／年	120 件以上 (4年間累計)	63 件	R 2	税務課
		観光入込客数 (年間)	1,115 千人	1,225 千人	733 千人	R 2	まちづくり課
	施策 5-2 農林業の振 興 施策 5-3 観光の振興	作物栽培を再開し た自己保全管理農 地面積	—	1,000 m ² 以上 (4年間累計)	4,300 m ²	R 3 まで の累計	環境農林課
基本目標⑥ 住みやすい 環境づくり を進めるま ち	施策 6-1 道路・交通 網の充実 施策 6-2 都市機能の 立地誘導・ 集約	「道路・交通網の 充実」施策に満足 している町民の割 合	24.2%	29.2%	道路網 21.4% 交通網 28.9%	R 3	町民意識調査 結果より
		「都市機能の立地 誘導・集約」施策 に満足している町 民の割合	14.9%	19.9%	17.4%	R 3	町民意識調査 結果より
	施策 6-3 上・下水道 の整備	「上・下水道の整 備」施策に満足し ている町民の割合	41.7%	46.7%	40.8%	R 3	町民意識調査 結果より
基本目標⑦ 自然と共生 する魅力あ ふれるまち	施策 7-1 循環型社会 形成の推進 施策 7-2 自然環境の保 全と公園・緑 地・水辺の保 全・整備 施策 7-3 生活環境の 保全・向上 施策 7-4 文化財の保 存と活用	自然と共生する魅 力あふれるまちづ くりが行われてい ると思う町民の割 合	—	50.0%	43.1%	R 3	町民意識調査 結果より
基本目標⑧ 個人を尊重 し行政経営 を進めるま ち	施策 8-1 人権尊重・ 男女共同参 画の推進	審議会・委員会な どにおける女性の 登用率	19.1%	30.0%	28.1%	R 3	まちづくり課
		経常収支比率	96.5%	92.0%以下	95.7%	R 2	財政課
	施策 8-2 行政経営の 推進	公共施設の更新問 題（老朽化問題） の認知度	33.7%	50.0%	54.8%	R 3	町民意識調査 結果より